

参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和六十三年四月二十一日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月一日

宮崎 秀樹君

補欠選任
吉川 博君

四月十一日

辞任
永八重子君

補欠選任
対馬 孝且君

四月十三日

辞任
対馬 孝且君

補欠選任
永八重子君

出席者は左のとおり。

委員長

谷川 寛三君

理事

出口 廣光君

松浦 功君

佐藤 三吾君

坂山 映子君

委員

金丸 三郎君

久世 公麿君

佐藤 謙一郎君

坂野 重信君

沢田 一精君

田辺 哲夫君

増岡 康治君

吉川 博君

永八重子君

山口 哲夫君

片上 公人君

神谷信之助君

秋山 肇君

国務大臣

自治大臣

梶山 静六君

政府委員

自治大臣官房長

持永 堯民君

自治省行政局長

木村 仁君

自治省行政局長

芦尾 長司君

消防部長

矢野浩一郎君

消防庁次長

片山虎之助君

事務局側

常任委員会専門員

竹村 晨君

説明員

運輸大臣官房国

羽生 次郎君

有鉄道改革推進

百瀬 信君

運輸大臣官房国

本多 辰巳君

有鉄道改革推進

山中 保教君

運輸省地域交通

局陸上技術安全

部鉄道施設課長

建設省住宅局建

築物防災対策室

長

本日

の会議に付した案件

○連合審査会に関する件

○地方行政の改革に関する調査

(地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策

に関する件)

○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(谷川寛三君) ただいまから地方行政委

員会を開会いたします。

連合審査会に関する件についてお諮りいたしま

す。

国民健康保険法の一部を改正する法律案につい

て、社会労働委員会に対し連合審査会の開会を申

し入れることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、

これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認め、さよ

う取り計らいます。

○委員長(谷川寛三君) 地方行政の改革に関する

調査のうち、地方行政、消防行政、警察行政等の

基本施策に関する件及び消防法の一部を改正する

法律案を便宜一括して議題といたします。

消防法の一部を改正する法律案につきましては

は、既に趣旨説明を聴取しておりますので、これ

より直ちに両案件について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○永八重子君 まず危険物関係からお伺いをい

たします。

東京電力の大井火力発電所で昨年の五月に補助

タンクが爆発いたしました六人の方々が死傷し

た事故のごときでございますが、この事故はここの

会からも立ち上る黒煙が見えまして、私たちの生

活は危険と裏腹であることが非常に痛感させられ

たわけでございます。事故のあった場所は全国で

八十二ある石油コンビナート等災害防止法の特別

防災区域に指定され、厳重な保安体制がとられて

いる地域でございます。またこの大井火力発電所

では事故のあった約半年前に直下型地震を想定し

た大がかりな防災訓練がなされていたとのことで

ございまして、今回の爆発事故の発生は関係者の

方々だけでなく首都圏の住民にとっても大変な

ショックであったわけですが、消防庁といたしま

しては今回の事故を教訓にどのような対策をおと

りになられたのか、また従来の保安体制に不備が

あったのかどうかあわせて御説明いただきたい

と思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昨年五月の東電大井

火力発電所の事故でございますが、御指摘のよう

に死者四人を含む犠牲者を出したということ、し

かもそれがこういう首都圏の真ん中で起きたとい

う意味で私どもも大変この問題については遺憾に

存じ、またこの問題だけでなく、おっしゃるよ

うに全国的な石油コンビナート関係の安全体制の

確保について一段と関心を持っておりますところで

ございます。消防庁におきましてはこの事故が起

りました後、直ちに学識経験者、消防関係者等か

ら構成いたしますタンク爆発火災事故に係る対策

検討委員会を設けまして、委員長は井上靖玉工業

大学名誉教授でいらっしゃいます。この事故の

各種の要因に着目して今後の安全対策について検

討を行っていただくわけでございます。

この東電の場合に、事故が起きたのは満タ

ンの状態で起きたというのではなく、ほぼ空

っぽにした状態において工事を行っておつた、つま

り工事をするために空っぽにしておつた、その工

事の最中にこういう事故が起きた、こういう現象

でございます。実は最近の状況を見ますとその種

の事故、つまり工事中に事故が起きるといふよう

なケースが幾つかございます。工事中にはその電

力会社の直接の保安担当の専門家だけでなく、

工事関係者、例えば電気関係であるとか溶接関係

であるとか、そういう方々が外から入ってくるわ

けでございます。そういう際に特にやはり安全の

確保が十分図られなければならない。そういう観

点から、工事中の火気管理等の安全対策、そのほ

か消防活動上の問題点、タンク構造上の問題点な

どがいろいろ提言されました。

その結果に基づきまして、昭和六十二年十月六日付をもちまして工事中の火気管理等の安全対策を中心に消防機関及び関係業界団体に通知を行いまして再発防止のための必要な措置を講じたところでございます。特に、先ほど申し上げましたようにそういった工事をやります場合には必ずその火力発電所等の石油タンクを管理してあります責任者が立ち会った上でやらなければならない、その点がやはり一番ポイントで、いわばソフトの問題、体制の問題に重点を置く必要があるということとを私どもの方としては痛感をし、そのような趣旨の通達並びに指導を行っておるところでございます。

○糸久八重子君 最近東京湾の臨海部の開発が各方面から唱えられておりますが、この地域はさきの石油コンビナート等災害防止法の特別防災区域に指定されておまして、石油とか高圧ガスとかが大量に集積しているいわば危険地帯というところでございます。もし東京直下型地震が発生した場合には大災害になる危険性が十分考えられるわけですが、消防庁としては臨海部開発についてどのような検討をなされていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 東京湾等の臨海部の開発が進んでおることに対する防災対策という観点からの御質疑と存じますが、石油コンビナートにおきまして石油貯蔵タンク等につきましては耐震設計を取り入れております。かなり以前でございまして昭和四十年代に水島の大きな事故がございまして、特にそれ以後石油タンクにつきましては、その基礎と申しますか基礎と申しますか、これの強化等を中心に耐震設計ということを重視した基準を設けておまして、現在のそういう耐震設計によりましては相当程度の直下型地震にも耐えられるようになっておることでございます。万一災害が発生した場合におきましても、石油タンクの場合でございますので油の流出が非常に大きな環境被害をもたらしますので流出油防止堤

等の防災施設の設置であるとか、あるいは事業者と消防機関双方の防災資機材の整備、防災要員の配備、それから緊急時の応急対策を定めた石油コンビナート等防災計画の作成、それから何といたしてもやはり防災訓練の実施が大事でございまして、こういう防災訓練の実施等のいろいろな対策を講ずることによりまして被害を最小限にとどめるように従来から対策を講じ指導をしてきておるところでございます。

○糸久八重子君 特別防災地域での再開発計画が各地で打ち出されておるようでございますけれども、これについて消防庁では検討委員会を設けて研究を進めるとのことですが、この内容とかスケジュール等につきまして御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 都市ないしその周辺における再開発が進むことによりまして特に我々が重視をいたしておりますのは、例えば今御指摘の特別防災区域の上に高速道路を敷設しようというようなケースがあるわけでございますが、この点についてはそういう特別防災区域の中でございましてそれによりまして事故の発生するおそれなしとしないという観点から、特にそういう問題を中心に検討いたしております。現在道路網の整備に伴いまして石油コンビナート等の特別防災区域を通過する高架道路が各地で計画をされておまして、既に一部は供用開始されたところもございまして、既に一部は供用開始されたところもございまして、けれども、この点については防災対策の検討が必要ということで早急に検討を開始しておるところでございます。本年度におきましてはハードの面とソフトの面両方の専門的な見地から調査研究を行うことといたしております。

なお、このために昭和六十三年予算におきましては約四百万円の特別防災区域を通過する高架道路等の防災対策調査研究に要する経費を計上いたしまして、この予算をもちまして御指摘のような委員会を設置しこの問題の検討に鋭意当たってまいりたい、こう考えております。

○糸久八重子君 それでは次に、給油取扱所の規

制緩和と安全体制について伺いをいたします。

六十一年の総合経済対策を受けて、昨年の五月に給油取扱所つまりガソリンスタンドの業務範囲が拡大されて、車の関連用品だけでなく、例えば日用品とか衣料とか食料品とか喫茶のようなものまでも扱えるようになったわけでございます。そして第二段階の緩和が近々なされるというところもお伺いしておるわけですが、従来ガソリンスタンドは、その取り扱う危険物が可燃性ガスを発生しやすいまた引火性が高いものであるということから業務範囲というのは給油業務のほかに一定の自動車関連業務に限定しておったわけでございます。それをなぜこのような規制緩和の方向に転換したのか、まずお伺いさせていただきます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のように、ガソリンスタンドにつきましてはこれはガソリンを扱うわけでございますし、またガソリンから発生する蒸気、ガスというものがございまして、そういう観点から非常に厳しい規制を行っておるところでございます。ただ、ガソリンスタンドにつきましてはやはりドライバーの利用ということが主体でございます。従来におきましては自動車関連のパーツであるとか、あるいはそれ以外のものでは例えば清涼飲料水程度までは差し支えない、こうしておったわけでございますが、しかし、ドライバーの利用の便宜等の観点からそういった規制を広げてほしい、率直に申しますとそういう要請が非常に強くあつたわけでございます。

ただ消防庁といたしましては、そういう要望があつたということだけで全面的に規制を広げるといふわけにはいかない。もちろんそれに対応する安全の設備について対策を講じて一定の基準を設け、あるいは従来の業務以外にこれを広げる場合につきましても、あるいはそれ以外の施設の利用を行う場合におきましても必要な対策を講じた上で、そこまでやれば差し支えない、安全だといふめどがつくという観点から検討を行い、昨年の五月には御指摘のように物品の販売等については範

囲を広げるということにしたわけでございます。

○糸久八重子君 一定の安全対策を講じられたというお話なんですが、その安全対策というのは具体的にどういふことなのか。特に業務範囲を拡大いたしますと不特定多数の人がガソリンスタンドに入りますことになりましてけれども、この辺の御配慮についてはいかがなんでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 具体的ににお答え申し上げますが、給油取扱所の業務範囲の拡大に伴う安全の確保については、御指摘のような給油取扱所に入ります人々たちを、危険物の取扱者、つまりガソリンスタンドの責任者等が十分に把握ができてそして適切に誘導することができる範囲にしなければならぬということ、それから出火延焼防止対策を講ずること、このために、給油取扱所における建築物につきましては給油業務及びこれに付随する業務を行うことについて必要な用途に供する建築物以外の建築物を設けないということにしたということ、それから物品の販売は原則として建築物の一階以外の場所で行つてはならない、それから給油取扱所において新たに予防規程を定めなければならないこと、そういった安全対策を昨年の五月のこの範囲の拡大ということに關しては行つたところでございます。

○糸久八重子君 昨年の五月の業務範囲拡大以来現在まで、ガソリンスタンドについて事故が発生した例はございますか。

○政府委員(片山虎之助君) ガソリンスタンドの事故の件数等について御説明申し上げます。これは暦年で集計いたしましたものでございまして、昭和六十一年中のものが火災事故が四十五件、漏えい事故が六十八件でございまして、規制緩和以降の件数については今のところ必ずしもきちっと確認いたしておりません。

○糸久八重子君 先ほど第二段階の規制緩和がされるということをお申し上げましたけれども、何かガソリンスタンドの上階の用途規制緩和が図られるということもお伺いしておるわけでございまして。土地の有効利用などということを考えてそう

それから、もちろんのことでございますが、上階を利用する場合の施設の種類のございます。特に自力で避難するのに非常に困難な方々が入るような施設、そういったものはこれは認めるわけにいかないというような観点から、この検討委員会におきましてはそういう上階の用途につきまし

か、あるいはガソリンの漏えいを極めて局限化する
ためにはどうすればいいのか、そのほか先ほど
申し上げましたような上階延焼の危険等の対策等
も含めましていろいろな観点から検討いたしてお

年の当委員会では、住宅防火対策検討委員会を設けて住宅用のスプリンクラー等の開発に努力しているということでありましたけれども、現在まで、にどのような経過になっておりますでしょうか、お伺いをさせていただきます。

○政府委員（矢野浩一郎君） 御指摘のように住宅

の消防機器のあり方につきまして具体的に検討を進めております。

一方ソフトの面につきましては、住宅防火対策推進方策とその指導方策のガイドラインを作成いたしましたして、火災予防とそれから火災時における適切な行動に関する知識の普及を図るということによりまして住宅における総合的な防火対策を推進していくこととしております。

また高齢者を火災から守るためにもう一方で、いわゆる防災性能、非常に燃えにくい素材を用いた例えばカーテンであるとかじゅうたんであるとかあるいは寝巻きとかの寝具、こういったもの

の普及推進を図る。第一着火物と消防で呼んでおりますが、一番先に火がついたものからの延焼を防止する。同時に焼死者とかあるいは炎が燃え広がることによって生ずる有毒ガスによる死者を減少させたいということでこういう防災物品の普及の推進を図りたい。こういったことを特に検討の課題といたしておるところでございます。

○米久八重子君 これは高齢者だけでなく、例えば乳幼児とか身体の御不自由な方たちなどのいわゆる災害弱者、こういう方たちが火災による死亡の約半数を占めているということが書かれてありますけれども、自力で避難が困難なこういう方たちに対して、単に消防機関だけでなく地域住民の協力ということが必要になってくるのではないかと、そう思いますけれども、消防庁といたしましてそういう地域住民との協力という部分で具体的にどのような対策を検討なされておりますでしょうか。

○政府委員(天野浩一郎君) 御指摘のようないわゆる災害弱者対策という観点は消防庁の六十三年度の重点施策項目の一つに掲げておりまして、特に高齢者あるいは肢体不自由児を中心とした死傷防止対策を講ずる必要があるということで、そういった避難時における具体的な行動の基準なりあるいは近隣の地域との援助の関係なり、そういった点を中心としたモデルプランをつくりましてこの普及徹底に努めてまいりたい、そういう指導方針を検討中でございます。御指摘のようにこれからの時代の趨勢を踏まえましてこの問題はますます重要性を帯びてまいっていると思っております。特に今後力を入れてまいりたい、こう考えております。

○米久八重子君 それでは次に、長大トンネルの防災対策について伺いをさせていただきます。

長大トンネル防災対策研究会というのをお設けになったそうでございます。そしてその成果を防災対策の指針として都道府県に通知したということとを伺っておりますけれども、どういった内容でございましょうか。

○政府委員(天野浩一郎君) 昨年度消防庁が設けました長大トンネル防災対策研究会でございますが、上原横濱国立大学工学部教授を委員長といたしまして設けられまして、この委員会におきまして長大トンネルの防災対策に関する種々の検討がなされたわけでございます。この検討の結果につきましては本年二月に報告をいただきました。二月十九日に各府県に通知をいたしました。ちょうど青函トンネルの開通が三月の半ばということとございまして、これにとかく間に合うようにということとで早急にこの検討委員会の研究の結果を通知したわけでございます。

青函トンネルに関係いたします青森側、北海道側の両方の消防本部におきましてはこの研究結果を踏まえましていわゆる防災計画をつくるということができたわけでございますが、長大トンネルの特殊性にかんがみまして、その特殊性を踏まえた消防活動、安全確保のための対策の問題点がこの報告書の中においては種々掲記されておるところでございます。

○米久八重子君 今お話しした青函トンネルで、北海道側の火災対策基地であります青森側では防災訓練はなされたようでございますが、青森側の海底駅での防災訓練はされていないというような話も伺っているわけですね。世界最長、しかも高度の防災施設を持った青函トンネルでありますけれども、施設への過信は非常に危険だろと思うんです。そういう現状を消防庁はどう把握されていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(天野浩一郎君) 青森側は青森地域域消防本部、また北海道側は渡島西部広域消防本部の所管でございますが、この両消防本部におきましては先ほど申し上げましたような検討委員会報告書を踏まえまして防災計画をつくったところ

でございますけれども、この防災計画に基づく防災訓練につきましては、ただいま御指摘のように、北海道側は吉岡地点におきまして、ただいま申し上げました渡島西部広域消防本部、それからJR北海道、鉄道会社が合同で総合防災訓練を実施いたしました。青森側につきましてはまだ実施されておられませんけれども、これにつきましては現在青森地域域消防本部とJR北海道が訓練の実施につきまして目下打ち合わせ中でございます。

したがってできるだけ早い機会に防災訓練が行われるものと考えておりますが、いずれにいたしましても、そういう防災訓練を通じて通報連絡の体制であるとかあるいは救急救助活動であるとかあるいは消火活動、こういった問題について十分実際の状況を踏まえた訓練を積んで非常の場合に備えることが重要であると考え、そのように指導しておるところでございます。

○米久八重子君 それでは時間がなくなりましたので改正案の中身につきまして一点だけ伺いをさせていただきます。

それは危険物取扱者試験の受験資格の緩和の問題についてでございますが、改正案では乙種及び甲種危険物取扱者試験の受験資格のうち一定の学校卒業者に係る者につきましては実務経験を不要としておるわけでございますけれども、これは実際に取り扱ったことがない者でも知識さえあれば取り扱えるに立ち会えることができるということとで、安全対策上非常に不安に思うのです。この点はどういうようにお考えでございますか。

○政府委員(天野浩一郎君) 今回の改正におきまして実務経験の要件というものを廃していただければ受験資格を緩和するということにはなっておりますが、この改正の趣旨は、できるだけ広く一般の国民に危険物に関する知識技能の普及を図るといふ見地から乙種の危険物取扱者試験の受験資格から危険物取り扱いの実務経験を削除したところでございます。甲種の方につきましては、これは今ちょっと御質問の中で御指摘ございましたけれども、

けれども、普通の場合には乙種の資格を取ってから二年以上の実務経験がなければ甲種が取れない、ただし大学におきまして化学等の専門の課程を修了した者は不要ということにしておるわけでございます。これは大学においてそれだけの専門の勉強をすればそれで必要要件を満たしておる、こういう観点からしておるところでございます。

今後乙種につきましてはそういう観点から受験が容易になるわけでございますけれども、実は現在でも年間約四十万人ぐらいの受験者がございまして、この試験の受験希望者は非常に多いわけでございます。これは最近の情勢を反映いたしまして例えば工業高校の生徒さんあたりでもこの試験を受けてくる、いわば一種のライセンスの時代、あるいは就職に当たって有利な条件となる、こういうようなこともございましてよろしくけれども、消防側から見ますと、そういうことによりまして国民に広く危険物の知識が普及されるということは大変結構なことと、そういう観点から実務経験を外すということにしたわけでございます。

ただ、もちろんガソリンスタンド等における安全の確保は必要でございますので、ガソリンスタンド等の施設におきましては危険物の保安監督者を置かなければならぬことになっておりますが、その選任要件としては実務経験を要するということにいたしておりまして、そういう観点から安全管理に支障を生ずることのないように配慮をする、このように考え今回の改正をお願い申し上げます。おとところでございます。

○米久八重子君 ありがとうございます。終わります。

○山口哲夫君 消防職員の四週六休問題について質問をいたします。

六十二年十二月二十二日に消防庁の消防課長から各都道府県消防主管部長に付しまして、「消防職員の四週六休制の実施について」という通知文書が出ております。これを読みますと、基本的には自治事務次官通知に準ずるといふか従うというように書かれております。そして事務次官通知

を読みますと、今度は国家公務員に準ずるよう書かれております。国家公務員の四週六休についての原則というのは、現行の予算それから定員の範囲内で実施する、こういうふうになっているわけですね。

したがってこれから考えますと、消防職員の四週六休の実施についても職員をふやさないで実施をするように、そういう趣旨に受け取られるわけですね、そのとおりですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地方公務員の四週六休の実施につきましては、御指摘のようにこの実施のための定員、予算の増を行わない、さらに行政サービスの急激な変化を来さないよう事務処理体制の整備により実施することとされておるところでございます。国家公務員の四週六休のやり方に準じた方法で行うということでございます。

消防の場合につきましては、これを踏まえて事務次官通知が出ておりますが、それを踏まえて、一般の長の部局において行われるという場合とやはり同様に実施していかねばならない。ただその場合に消防職員の特殊性というのを考えていろいろ方法を検討する必要があります。こういう趣旨でございますので、基本的には国家公務員あるいは自治事務次官通知を踏まえておることでございます。

○山口哲夫君 これは消防庁消防課が編集したものですけれども「消防職員人事教養一問一答」というのがありまして、その七十八ページに「消防職員への四週一回・交替半休制の実施」、これは昭和五十六年に公務員が四週五休制を実施したときに消防職員に關係する部分について消防庁の考え方を示したもので、その中に「常に有事即応体制をとる消防にあつては、この制度を増員なく実施することはきわめて困難といわざるを得ないが、云々と書いてあるわけですね。

ですから四週五休制を実施するときでも消防職員については増員しないでやることは難しいのだと、これが消防庁の見解なんです。ましてや四週

六休制を実施するときに職員をふやさないでやるというのはおおよそ困難なことだと思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防という非常に特別な勤務体制をとっておりまして、しかも常に有事に備えておかなければならないというような性格を持つ行政分野におきましては、通常の行政業務と違つて、そういった四週五休あるいは四週六休の実施につきましてはこれを予算なり定員の増なしに行うということとは本当になかなか難しい問題であらうと思ひます。しかしながら、困難であるからという理由で四週五休を実施しないというわけにはいきませんし、しからば現在の行政改革の方針のもとでは増員ということを行ないながら四週五休なり六休をやるというわけにもいきません。その点を十分工夫検討してほしい、私も同じくしてはこういうぐあいに考えておるところでございます。

○山口哲夫君 非常に難しい、困難だ。どうやってやるんですか、具体的に。しかも四週六休制というのは土曜日を休日にするわけでしょう。特に消防の職員の場合には交代勤務というのが非常に多いわけですから、そういうものを職員をふやさないで一体どうやって技術的にやれるのか、これは手品師みたいなものですね。どうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) この週休の問題につきましては御指摘のように連続してとれるような形にしなければ意味がない、少しづつ時間を割り振るというような格好ではないわけでございます。その、そういう観点からはなかなか工夫を要するところでございます。現在この問題につきましては全国消防長会等におきましても実際の業務現場の経験も踏まえていろいろ検討を行つておるところでございますが、具体的には、例えば毎日勤務者、いわゆる交代制勤務者でない毎日勤務者の活用とか、あるいは職員配置なり出動体制の弾力的な運用とか、あるいは非常の場合の応援体制の強化整備、こういった方法などを中心にしてこの四週六休を取り入れることができるように工夫検討

をしていつていただきたい、こう考えておるところでございます。

○山口哲夫君 毎日勤務者は毎日勤務者としての仕事があるんです。ですからこれを持つてくるといふわけにはいかない、それはそれとして置かなければならないんです。こちらの方は交代勤務で夜泊まる方々、そういう人たちがちゃんと要るわけですね。仕事は一つも減るわけじゃないんです。だから定数を全然動かさないでやるというのはどうやりくりしたつて絶対できないですね。できる自信がありますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど申し上げましたように、一方において増員をしないという建前のもとに実施をするわけでございますから大変難しいことは御指摘のとおりかと思ひます。ただ、難しいからといってもう頭から、増員しない以上はこれは絶対できないんだと、こういう姿勢で臨むのはこれは一方では不適當ではなからうか。いろいろな工夫を重ねる実地の状況を踏まえたテストケースと申しますか試行というものを通じて、その結果この程度ならば特に重大な支障を生じないというような判断がつくかどうか、その辺を確かめなければいけない。そういういろいろなテストを重ねた結果、このところだけはどうしてもやはりぐあいが悪いと思へばそこに対してまた何らかの方策をとつていかなければならないのではなからうか、このように考えます。

○山口哲夫君 絶対できないことが初めからわかつていながら、増員しないでやれという通知を出すこと自体に問題があるわけですよ。全然現場のことを認識しないで、そして一片の通知でもって増員しないでやれと、現場は大変な混乱をするわけですよ。これは技術的にどうやっても理論的にどうやっても絶対私にはできない、そう思うんですけれども、自信がありますか。

○國務大臣(梶山静六君) 実は第一間に人員増をしないで消防職員の四週六休制度の推進ができるかということ、この予定には対自治大臣と書いてあるんです。けきレクチャーを受けましたけれども、私も委員御指摘のようにどうしてこれができるのかしら、一番できない問題を大臣に答へさせるのは罪ではないかというところで実は答を拒否して今までここにおるわけでございますが、確かに算術計算といふますか常識の計算でいきますと、こういう現場のことでございますから能率を上げるとか何とか、火災を一時期に集中するというわけにもまいりませんから、この消防という使命から考えますとちゃんとした体制を張りつけないでやらないという気がいたします。

今長官の言われたように、何らかの方式があるのかどうなのか、こういうものはもちろん勉強してみなきゃなりません。それから、あるいは消防の器具機材、そういうものの改良によつて多少人員を減らすことができるのか能率化ができるのか、そういう問題もあらうかと思ひますが、この二つの問題を検討しておかつ業務上できないということになれば、四週六休を進めるものなのかあるいは定員増をするか、この二つに一つの選択しかないわけでございますから、暫時この問題の検討を進めてその後に対応を講じなければならぬというふうにご考慮しております。

○山口哲夫君 四週六休制というのはこれは三年後には消防職員も絶対やらなきゃならないんです。それでしよう。やらなきゃならないことになつていふんです。やるためにはどうしても人員をふやさなければならぬんです。そして今大臣は技術的な改良とかおっしゃいますけれども、消防の技術的な改良は非常にこれは無理なんです。改良したとしても、後ほど触れますけれども、ポンプ車一台に対して五人乗せろということになつていふんです。それを今五人乗せろないところが非常に多いんです。そこも改めなきゃならないんですから、まずそれを改めるだけの定数をふやさなければならぬんです。

そこへもつてきて四週六休を人をふやさないでやるというんですから、これは実際に通知を出したその最高責任者はだれなのかわかりませんけれ

ども、私はどういふ頭でそういうものを出したのか。それからこれは事務次官通知で出しているんですから、事務次官も一体どういふふうにしたか。これを受けてどうやってやるのか。私は今までもちよつと勉強してみましたが、どうしてもこれはわからないんです。後ほど技術的な問題それからもつと具体的な問題に入りますけれども、

それできょうは警察の方は呼び出しておりませんけれども、実は昭和五十六年に四週五休をやったとき、これは警察というのは交代勤務が多いわけですから大体消防と同じ勤務体制なんです。特に交番勤務が問題になりまして、この交番勤務の体系はどうしても変更せざるを得ない、そのためには大幅な人員増をやらざるを得ないというところで警察はちゃんと大幅な人員増をやつてこの四週五休に処処しているんです。警察だって消防だって大体同じですよ、交代勤務というのは。片方ではちゃんと四週五休のときに増員してやっていると、ということは増員しなければできないんです。どうですか、それを踏まえて。

○政府委員矢野浩一郎君 大臣からもお答えがございましたけれども、理屈を詰めてまいりまして数字の上だけでできるかできないかという議論をいたしますと、やはり定員増をしなければできないではないかという考え方が出てくるのは極めて自然であると思います。

ただ、先ほど申し上げましたようにやはり四週六休はどうしてもやらなければならぬ。そして一方で四週六休を現在現実にテスト中、試行中のところがあるわけでございます。これはやはり現場の状況を踏まえないならぬわけでございますので、消防庁が頭の中で考へてこうしたらよからうと言ふわけにもまいりません。そこで全国消防長会の人事教養委員会におきましてそういう四週六休を具体的に導入していく場合にどういふ方法をとつたらいいかということをいろいろ工夫検討しておるところでございます。

そういう工夫検討を踏まえまして、困難な中でもこれをぜひ実施するようにしてまいりたいという考え方でございます。

○山口哲夫君 具体的には後ほど詰めますけれども、大臣もさつきおっしゃつたように、大臣御自身もやつぱり不思議だ、果たしてこんなのができるのかという疑問を持たれたとおっしゃるわけですよ。ですから、技術的にどうしてもできない、しかしやらなければならぬ、そうすると人員増加させるしかない、こういうふうな判断した場合にはふやしてくれませんか。

○政府委員矢野浩一郎君 先ほど申し上げましたようにまず四週六休の試行をとにかくやつていただきたいということでございますが、その試行を通じていろいろな工夫をやり、それが実際の消防行政の上に影響を及ぼすのか及ぼさないのかという点ももちろん確かめなければならぬと思います。その場合に人員をとにかくふやさない方向での工夫ということにならうと思ひますが、そういう問題をいろいろ詰めていって現実にそれをテスト、試行をしていって、そしてこのところだけがどうしてもやはりうまくいかないというふうな問題が出てくるのかどうか。そういう点も見きわめた上で、そういう問題が出てくる場合にはやはりそれなりの対応をしていく必要があるかと思ひます。

ともかくにもまずそういう四週六休の導入を踏まえ、しかも定員増を行わないという国家公務員、地方公務員全体を通じる方針を踏まえながら工夫を行つていくべきだ、こう思つております。

○山口哲夫君 簡単に試行試行とおっしゃいますけれども、まずその試行に問題があるんです。試行に行つてみるわけでしょう。しかし試行に行つた場合にはどう勝手なことをやつてもいいということではないんです。試行に行つたということはあくまでも一定の条件を満たす中でやらなきゃならぬわけですから、その試行の方がむしろ問題なんでしょう。試行をやつてみてやれたからほかの方も大体右へ倣えできるだろうなんて、そんな簡単なものじゃないんです。この条件の中で試行ができるか、それともできないということになればこれはふやさざるを得ないと思ふんです。これはやつぱりどうしても無理なんです。

警察が七年前に職員を大幅にふやして初めて四週五休制ができた。それと同じような人員増をしない限りは消防も無理だと判断した場合には、大臣、当然これは人員をふやすでしようね、国民の生命財産を預かる大事な消防職員の問題なんですから。

○國務大臣(梶山静六君) 長官からお答えをいたしましたように、いずれにしても、ペーパープラン、あるいは現実の現場において四週六休制度が試行できるかどうか、試みに行つてみることができかどうかという体制をまずもつて試してみなければなりません。どうしても試してできないということになれば、今度は制度上の改廃が果たしてできるのかどうか。これは一消防というだけではなくて隣接消防との連携のもとにそういう体制が組めるかどうか。

こういうのも能率化の一つでございますから、確かに消防体制を整備をして十全の準備をしていくことは必要でございますけれども、それに重複の分野があるかどうか、こういう問題ももう一回、これは今のものが完全であるという体制のもとで今議論がされているわけでありまして、私は今決して余剰人員を抱えているとは思ひませんし、そういうことではありませんが、そういうものを合理的に詰めることによってそういう体制を整備することが可能であるかどうか。こういうものを試行をいたしながら、なおかつどうしてもだめとなれば新しい体制をとらざるを得ない、こういうふうな考へております。

○山口哲夫君 新しい体制というのは職員をふやしてという意味ですね。

○國務大臣(梶山静六君) 職員をふやすということもございまして、それから今のものが過剰、過剰と言つた大変、消防なんというのは幾らやつても過ぎることはないんですが、しかし行政サービ

スというのはやはりそれなりの負担が要するわけでございますから、いかに行政を安上がりにしよるか、小さい政府にしようか、こういう問題との兼ね合いがございまして。

ただ私は、やはり兼ね合いといつても市民の生命財産を守る警察とか消防とかという業務に関しては比較的そういう裁量の余地の少ない分野だといふふうに理解はいたしておりますが、これをもつて四週六休とそれから定員増と、もう一つは多少のサービステラ下という言い方がいいかどうかはわかりませんが、もろもろの民間やその他のか兼ね合いを考へながらそういう体制ができるのかどうかの総合的な判断をしなければならぬ時期が来ると思ひますし、その意味ではウエートは確かに左右する余地の少ない分野だといふ理解をいたしております。

○山口哲夫君 最初は何か増員のことも考へながらということなんですけれども、最後になるとどうもおかしくなるんです。前段の方の、増員はやつぱりある場合においては考へざるを得ない、そういうこともあり得るということだけは確認しておきますね。

○國務大臣(梶山静六君) もろもろの試行を行つてなおかつそういう体制になればという前提でございますから、その前提をもとにして結論を申し上げるわけにはまいりませんから、もろもろのことをこれから行いながらなおかつどういふ結論が出るか、それによつて考へようということでありまして。

○山口哲夫君 そのもろもろの問題なんですけれども、大臣が今、果たして消防の今の体制というのは完全なのかどうかその辺も検討してみることがあるんだとおっしゃつたんですけれども、極めて不完全なんです、一般の公務員から見ますと。特別条件が悪いところにあるんです。さつき言いましたように、車一台に五人乗せなさいと消防庁が指示しているのに三人とか四人でお茶を濁しているところが非常に多いんです。それから勤務体制も非常に悪いし福祉の面も余りよくない

るための期間だというふうに考えております。

○山口哲夫君 労働基準法によりまして三十四条の「休憩」というところに「使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」そして二項に「前項の休憩時間は、一せいに与えなければならない。但し、行政官庁の許可を受けた場合においては、この限りではない。」そして三項には「使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。」

この解釈からいいますと、休憩の原則というのは一斉付与と自由利用なんです。確認できますね、これは。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のように、先ほどお答え申し上げましたが、一斉付与と自由利用というのが休憩時間の原則でございます。ただ消防職員につきましてはその職務の特殊性から例外が設けられておるということで休憩時間に該当する、このようにお答え申し上げたところでございます。

○山口哲夫君 それは労働基準法の四十条「労働時間及び休憩の特例」の中に、今申し上げた第三十四条の休憩に関する規定について「命令で別段の定をすることができ」とあって、だから消防の職員の場合には命令で定めているんだから除外してもいいんだ、こういう解釈なんですよ、今の解釈は。

○政府委員(矢野浩一郎君) はい。

○山口哲夫君 そうですね。ところがその次の項を読んでほしいんです。四十条の二項には「前項の規定による別段の定は、この法律で定める基準に近いものであって、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。」

「基準に近いもの」ですよ。この項の解釈からいってどうですか。今の消防職員の休憩時間というのは労働基準法三十四条の休憩の原則に近いというふうに判断できますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 命令で除外をしておるわけでございますから、それそのものは法律に基づくものである。御指摘のような近いものでなければならぬという趣旨もよくわかりますが、少なくとも消防職員がその時間におきまして、先ほど申し上げましたように入浴をしたりあるいは休憩をしたり、心身をリフレッシュするための自由利用が十分できるわけでございます。ただ職務の特殊性から予測できない災害の発生について即応態勢をとっておらなければならないという点がございまして、その点を除けば休憩というものの本質に別に反するとは考えていないところでございます。

○山口哲夫君 自由利用の本質に反するものではないというふうに今おっしゃいましたが、実際そうですか、具体的に。

自由利用というのは大きく分けて大体三つあるんです。労働者には休憩時間を自由に使える権利があるわけですね。自由に使えるというのはどういうことかとすると、まず休憩する場所が自由でなかならない。それから二番目には服装も自由でなければならぬ。それから行動の自由というのがなければならぬ。食事だとか入浴だとか談笑だとか睡眠だとか、法律に書いていますね。消防の場合はどうですか。場所は消防からどこかへ出ていっていいんですか。服装は寝巻を着ていいんですか。休憩時間には入浴していいんですか。どうですか。

○政府委員(片山虎之助君) 自由利用の今山口先生がおっしゃられた中で、場所の拘束は確かにございましてけれども、例えば服装や入浴等については自由にしていただいて結構だということになっております。ですからできるだけ自由利用に近いような雰囲気や条件を整えるべきだ、こういうふうになっております。

○山口哲夫君 それは消防庁の一方的な見解です、そういうのは。まず休憩場所が制限があるとおっしゃいましたが、それはいつ出勤命令が出るかわからないんですからね、真夜中だろうと。だから

おれは休憩時間だから家へ帰るよと言って家へ帰るか帰った、その間に出勤命令が出たら大変なことになるわけですから、まず消防職員に關しては絶対に勤務のときは庁舎外に出るはならないというのが原則ですよ。これは自由利用を拘束していることでは。

それから二番目に寝巻を着ていいとおっしゃいましたけれども、寝巻を着ている消防職員なんかないですよ。寝巻を着ているときに出勤命令がかかったらどうするんですか。それから服を着るんですか。私は現場を何回も見ていますけれども、勤務の職員が夜睡眠時間に入った場合には全部着服のままで。サイレンが鳴って出勤命令が出たら、そのまま消防服を着てばつと飛び出せるように服は着たまま寝ているんですよ。そんな寝巻を着ていいなんてことになっていませんですよ。それは現場を余りにも知らない過ぎる。

それから入浴自由とおっしゃった。私十カ所ばかり電話をかけましたよ、おたくは入浴させていますか。させているというのは二件です。原則としてはふろへ入っていいことになっていきます。しかしふろへ入っているときにサイレンが鳴って出勤命令が出たらどうしますか。それから服を着るのに何分かかるんですか。初期消火というのは本当に五分の間に勝負なんですからね。それをあなただ、ふろへ入っていきなり飛び出してきて服を着て消防の帽子をかぶって出ていけますか。ですからほとんどの職場では入浴はさせていませんよ。これでも拘束されていなくていいですよ。

○政府委員(片山虎之助君) 場所については御指摘のとおり拘束されていると言ふべきだと思いますが、服装について、寝巻はあるいは論外にいたしましてもかなり自由な服装をしていていいとはいは少ないけれども、それから入浴は、現実にはあるいは少ないけれども、入浴をさせている消防本部もございまして、それは中には例外であるでしょう。

しかし大方は、入浴はいいとおっしゃるけれども、現場を預かっている人にしてみたら不安でしょうがないからやっぱり入浴はさせない、そういうのが大多数ですよ。調べてみてください、ほんとにどうですか。それから服装は自由だと言いますけれども、それは制服を脱いでジャンパーを着て床に入るくらいは構わないでしょう。しかし全部裸になって寝巻を着るなんてことはおおよそ考えられないですよ。現場を担当されている方がもしいらしたら聞かせていただきたいのですが、こういうものについてどう思うのか。だから休憩と言ったけれどもこれは拘束時間なんだ、そういうふうに解釈できませんか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防の勤務の特殊性から先ほど申し上げたように二つの原則の例外がつくられておるわけでございますが、少なくとも勤務をしておるときに對してこの休憩時間というものはそれなりに心身の休息をとり得る体制になつておるわけでございます。私は考えます。入浴の問題あるいは服装のことという格好にするか、それは本人も現実の出勤のことといういろいろ考えますでしようから、その辺についてはやはりある程度それこそ本人の自由にゆだねられると言つてもよろしいのではないかと思います。自由時間というものの本質に反しないし、また原則にできるだけ近くしていくということがもちろん基本でございまして、消防の場合にそういった休憩時間が拘束時間だということはやはりできないと私は考えます。

○山口哲夫君 長官は今心身の休憩になつていとおっしゃるんですけども、休憩の自由原則というのは、場所は自由にたれるし服装も自由だし行動も自由に初めからなうんです。そこで初めて心身の安らぎというものがあつて、そういうものを制限してどうして心身の休憩になるんですかね。理屈からいってそういうことになりませんか。

○政府委員(矢野浩一郎君) その点は消防というものの業務の特殊性からきておるわけでございます。

しようが、私は消防職員というものの立場から考えてみた場合に、そういったある程度の制限はございませうけれどもやはりそれは休息であり休憩であるということが言えると思います。

○山口哲夫君 今おっしゃった休息なんですよ。休憩でないんです。そうでしょう。

○政府委員(矢野浩一郎君) 休息はつい言葉の言い間違いでございまして訂正をいたします。休憩でございませう。

いろいろなケースがあると思いますけれども、私は、職員がやはり休憩ができるようにそれぞれ消防機関においてもそれなりの配慮をしていくということはもちろん大事なことであって、消防であるから二原則の例外があるのだからといって、その例外を盾にとって本来の自由時間、休憩時間から遠いというような格好になるということではこれはあり得べきでないと思います。できる限り心身のフレッシュがでるような形に持っていくということがもちろん望ましいものだと考えております。ただ消防という業務の特殊性からの制限、これはやむを得ないものだと思います。

○山口哲夫君 消防の特殊性からやむを得ないというところはやっぱり考え方を改めていただかなきゃならないですね。労働基準法の四十条の二項に、そういう制限を加えられるものであっても基準に近いもので労働者の健康及び福祉を害しないものという厳然たる規定があるんですから。これは全然基準に近くないんですよ。ですから今長官がおっしゃったように、なるべく原則に遠くないようにしていかなくちゃならない。今は原則にみんな遠いわけでしょう。場所も拘束される、服装も拘束される、行動の自由も拘束される。だから原則に近づけてくださいよ。

近づけるためには、消防の場合、休憩時間にはどこへ行ってもいいですよ、あるいは服は寝巻を着てもいいですよ、そういうふうにできますか。できないでしょう、実際に消防の任務を考えたら場合には、どうしても制限されるんです。だからいみじくも今あなたがおっしゃったようにこれは

休息なんですよ。休憩時間というのは制限されているんです。場所は動いてはいけませんよ、みだりに変な服装をしてはだめですよ、ただし休むことは構いません、そのかわりこれは拘束時間です、勤務時間ですとなっているんです。だからあなたが休憩時間に入れるべきなんです。二十四時間にすべきでしょう。どうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 自由利用の原則の中での制限があるわけでございませうが、場所の点はこれはやはりどうしても消防という業務の特殊性の上で自由というわけにはまいらないと思います。ただそれ以外の服装の問題とかあるいは入浴の問題、これは私どもの方で別にそれがいかぬと言っておるわけではございませう、それぞれ消防の違ひはございませうけれども、現に入浴を認めておるところもあるわけでございませうから、そういう意味でできるだけ自由利用に近い方に持っていくという考え方で消防職員のための休憩時間というものを考えていくということはこれは必要なことだと思っております。できるだけ、消防なんだからこれを制限すべきだという考え方を持っておるわけではございませう。

○山口哲夫君 できるだけ休憩の原則に近いように持っていくというふうに言葉ではおっしゃいますけれども、私はできないことを言ったらいけないと思うんです。これは不可能なことでしょう。一番大事なものは、自由時間というのは場所の制限を外しなさいということなんです。これは消防の場合絶対できないです。

寝巻さだとか入浴だとか簡単に何とかしましうなんて言うけれども、現場でそんなことをされたら大変でしょう。いいんですか、入浴している間に火事が出て、そのために三分間か五分間大事な時間が失われて火災が大きくなった。そんなことを考えたら現場では、幾らあなたが休憩時間は何とかな原則に近づけますと言ったって不可能なんです。そんなことは、不可能なことを何とかしようと言ったってそれはもう話にならないと思う

んです。

アメリカあたりは、アメリカだけでなくてほかの方だってたくさんありますが、当然これは休憩時間と同じだから、休憩時間はイコール拘束時間なんだから勤務時間に入れますということでは全部勤務時間に入っているじゃないですか。何で日本だけがこれは休憩時間だと言ったって勤務時間に入れないで、それで四十八時間を達成しましたなんてやるんですか。おかしいでしょう。

○政府委員(矢野浩一郎君) 場所の問題を除きましては自由利用の原則にできるだけ近くしていく、そういう意味で例えば入浴の問題なども私は結構だと思えます。入浴しておる場合に非常事態が発生したということ、これもあり得ると思えますが、しかしもちろんいわゆる当番の勤務者もおるわけでございませうので、それによって消防活動全体に重大な支障が生ずるということでは決してないわけでございませう。そういうたケースがたまにあることも予想されますけれども、自由利用ということの考え方の中では、そういった入浴にしてもあるいは服装にしても私どもはそれを別に制限していく必要はないと考えております。

○山口哲夫君 そんなふうに簡単に上の方では解釈しておりますけれども、今おっしゃったばかりに当番もいるだろう、これは当番の人の話をしているんですよ。当番の人が入浴なんかしていたら、その間に火災になった場合にはすぐ出なきゃならない任務があるわけですからね。そういうことを考えたら不可能なことでしょう。それは現場ではやっているとあるかもしれないけれども、全体としては調べてみると、本当はやっぱりそういうことにはなっていないからそれは無理な話なんですと、こう言っているんです。

とにかく私は、消防職員の休憩時間というのは拘束されていることは間違いない。そして労働基準法の適用除外なんっておっしゃるけれども、適用除外であつてもちゃんと二項に書いてあるようにあくまでも原則に近いものでなければならぬというところからいけば、一番大事な休憩の原則であ

る場所の自由が拘束されている以上これは絶対に二十四時間という拘束時間に持っていくべきだ、そういうふうにご考慮しております。ぜひひとつその点は検討してほしいということを強く要求しておきたいと思ひます。

そこで、今消防の方では一当務については大体十六時間くらいというふうに考えております。その十六時間の中で四週六休が実際にできるのかどうなのかということを検討してみたいんですけれども、これは地方交付税法との関係も出てくるんですが、標準的な団体、十万都市について私ちよつと調べてみたんです。

この職員は、基準財政需要額で言う標準団体十万都市では職員は百五名と書いてあるんですけれども、これはそれより多くて百三十七名、うち隔日勤務者が百三十三名いるんです。それでは百三十三名の体制の中で四週六休ができるんですかと聞きましたら、それはできないと言ってますね、どう計算してもできません。これはちよつと一当務の時間が短いんですが、それでもできないと言ってます。ではあとのぐらいいふせばできるんだと聞きましたら、さらに十九名必要だと言ってます。百三十三名に対してもう十九名、だから百三十二名の職員がれば四週六休をこの通知に基づいて連続的に休憩を与えるというふうな体制で何とかできる、こう言っているんです。こういうことからいいますと、現場の声としては今の消防職員の定数ではまず不可能だ、こういうことだけははっきりしているわけです。

まずこの一台五名乗車ということについてお聞きしておきたいんですけれども、これは消防の基本的な考え方ですね。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防力基準にそのように定めてございませう。

○山口哲夫君 そうすると、その五名を四名だと三名だと減らすことについては好ましくないというふうにご解釈してよろしいですね。

○政府委員(片山虎之助君) 原則からいいますと五名でございませうけれども、運用上、例えば乗り

かえ運用でございますとかペア運用による稼働車両の確保でございますとか、あるいは先ほどお話に出ましたけれども毎日勤務者を交代制勤務に繰り入れまして乗っていたりとか、あるいは発災時におきましては消防団との連携を強化していくとか、そういう運用上の工夫をいたすことは結構ではなからうか、こういうふうに当方では言っております。

○山口哲夫君 運用上の工夫は凝らすにしても、原則として一台当たりは五人だということですね。

○山口哲夫君 運用等については自治体にある程度裁量権があるかもしれないけれども、一台について五人というのは、消防ポンプ車には放水口が幾つかついているわけですね、今だんだんよくなつて四つも五つもついているのがあります。そういうことからいけば五人でもまだ足りないくらいだということもあるわけですね。だからそれを三人とか四人とかに減らせば消火戦闘能力が低下することは事実でしょう。二本でもって消火するのとは一本で消火するのは全然違うわけですからね。だから消火体制を強化するためには、一台のポンプ自動車に乗る消防職員というのはいくつかだけその放水口になつた定数に上げるべきであつて、五名を簡単に運用で四名、三名にしていくということにはならないと思ふんです。

○山口哲夫君 そうですね。消防庁の消防課で編集した「消防力 消防水利の基準解説」の中で「消防力の基準」の目的について「この基準は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧並びに救急業務等を行うために必要な最少限度の施設及び人員について定めるもの」であるというふうに書いておられて、その第十六条に人員の基準として「動力消防ポンプを操作する場合の動力消防ポンプの操作員の数、動力消防ポンプ一台につき次のとおりとする。」として、消防ポンプ自動車五人、手引動力ポンプ五人、小型動力ポンプ四人、はしご自動車または屈折はしご自動車五人、化学消防車五人、こういうふうに書いてあるんですから、これは消防としてはあくまでも守ってほしいということですね。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防力基準でございますので、基準を達成するということは我々は常に言っておることでございます。それは目標でございまして。

ただ現実には、先ほど次長からお答え申し上げましたように、そういった新しいペア運用というようにやうな方によりまして省力化と申しますか少ない人数で済むようにという工夫は行つておるわけですが、そういう工夫について私どもは、この基準だけを盾にとつてそれは絶対におかしいという言ひ方を別にしておるわけではございません。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防力基準の五人という基準、それからこれを踏まえた地方交付税上の算定、これはおっしゃるとおり五人でございまして、ただ現実の運用におきまして、消防自動車は必ずしも一台で消火する場合だけではないですね。二台一緒に出動する場合というふうな場合にはペア運用でございまして、例えば伝令報告要員は一人で済むわけではございません。一台ずつ別々に出れば二人要るといふことになるわけではございません。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防力基準の五人という基準、それからこれを踏まえた地方交付税上の算定、これはおっしゃるとおり五人でございまして、ただ現実の運用におきまして、消防自動車は必ずしも一台で消火する場合だけではないですね。二台一緒に出動する場合というふうな場合にはペア運用でございまして、例えば伝令報告要員は一人で済むわけではございません。一台ずつ別々に出れば二人要るといふことになるわけではございません。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防力基準の五人という基準、それからこれを踏まえた地方交付税上の算定、これはおっしゃるとおり五人でございまして、ただ現実の運用におきまして、消防自動車は必ずしも一台で消火する場合だけではないですね。二台一緒に出動する場合というふうな場合にはペア運用でございまして、例えば伝令報告要員は一人で済むわけではございません。一台ずつ別々に出れば二人要るといふことになるわけではございません。

は基本的に例外という仮の形であつて本来五人にすべきだということを強く言うというつもりは必ずしもございません。

○山口哲夫君 地方交付税からいきましては十万人の標準団体では百五十人というふうになつてゐるんです。これから計算していきまして大体一台五人で見えてやうな感じがするんです。そして基準の方も五人でなければ困ると言つてゐるんです。それを勝手に運用するということは決して好ましいことじゃないと思ふんです。それで、好ましいと思ひますか、そういうことを勝手にやるのは。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防力基準というものは、私どもはやはりそういう基準という目標をもとにいたしまして消防力強化を図つてきたわけではございません。これはこれで十分大きな意味を持つておるものだと思います。それから財政措置の方につきましては、これは標準的な場合といふことでございまして、補助金ではございませぬので、地方公共団体が交付税に決められたものどおりにきつちやうていないからおかしいという言ひ方は、これは本来の地方交付税の性格としては伝統的にそういう言ひ方はもちろんいたしておりませぬ。地方公共団体におけるそういう工夫の余地というものを否定する必要は私どもはないというお答えにやはり行きようかと思ふのでございませぬ。

○山口哲夫君 確かに交付税の関係については原則的にはある程度自治体の裁量権というのにはあると思ひますけれども、しかしそれにしても、百五名、一台大体五名くらいの乗車人員というのは確保してゐるんですから、当然もつと消防力を強化してゐなければならぬ。それを、いろんな問題があるのかかわらずに戦間能力を低下させるようなやり方というのは決して好ましいことではない。これは原則としては恐らくさうだと思ふんです。さつきそのようにおっしゃつておりましたから、だから自治体では余りさういふことを勝手にやるべきではない。むしろこの機会に一台当たり五人の職員というものはできるだけ乗せてそして消防力の強化、消火体制の強化を図るべきだ、私はそういうふうに思つております。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど申し上げましたように、それを下げることによつて四週六休というふうな形を実現するということはこれは消防庁の消防課長通知に反するものだ、こう考へております。

○山口哲夫君 わかりました。ぜひこの機会に消防職員にも四週六休というものがきつちとできるやうに、どういふ面から論じてみても解釈してみても今の体制では不可能なんです。警察が前にちゃんと大幅な増員をやつて四週五休をやつたと同じやうに、今回消防の四週六休については必ず増員をしてやつてもらいたいし、また一当務当たりの時間数を減らすやうなそういう後ろ向きのやり方というものは絶対にさせないやうに、消防庁としてもその点はもう少し自治体に対してきちつと見解を明らかにしていく必要があるだろう、そんなふうにして思つております。

○政府委員(矢野浩一郎君) 先ほど申し上げましたやうに、それを下げることによつて四週六休というふうな形を実現するということはこれは消防庁の消防課長通知に反するものだ、こう考へております。

○佐藤三吾君 さつきから消防庁長官の答弁を聞

○佐藤三吾君 さつきから消防庁長官の答弁を聞

いていると、大分無理をなさっているようなお答えに感じるんですね。ですから手品というような言葉が出たりするんだと思うんですが、矢野さんの場合には冒頭にえーというのがある、この中で手品を考へるのかなと思つておるんですがね。しかし、これは大臣にお願ひしておきたいんですが、どんなに手品を使おうともやっぱりできないことはできないんですから、そこをごまかしていくようなことがあつたら消防業務そのものに影響も出てくるんじゃないかと私は思ふんです。

それで私は今聞きながら二つほど考えたのは、一つは、消防庁の幹部の皆さんはさつきありました二週間、一日消防じゃなくて二週間消防の体験をまずやる必要があるんじゃないか。それをやつてもらうと今おっしゃつたようなことが実感でわかつてくるんじゃないかと思ふので、これはぜひひとつ研究材料にしてほしいなと思ひます。

それからもう一つは、これからの私の質問の中でも幾つか問題があるんですが、長官は一年という任期はよくないですね。やっぱり五年ぐらいはまっていかなければ、まあこれは何とかきよう答弁しておけば後は一年来たら去つていくんだからと、こういうことでは信用がおけなくなる。だからこれは大臣、ひとつ矢野長官については五年間ぐらい消防に専念させていただきたい、こういうことを検討してください。これはお願いですがね。

そこで時間がございせんから本題に入つてきますが、今の勤務時間との関連でちよつと私氣になつたのは、北海道の上川北部消防組合それから羊蹄山麓消防組合、ここでは夜の十七時から翌日の九時まで日雇いの臨時職員を置いて消防任務に当たらせておるといふんです。これはなんですか、人手が足りないから、さつき手品のことが出ましたが、そういう発想に消防庁は変わったわけですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘の具体の事例は把握をいたしておりますが、正規の消防の場合でございますから必ず二十四時間だれかが勤務

をしなければならぬわけでございしますが、その中で臨時職員が当たつていたという御指摘でございします。臨時職員でございしますから正規の消防活動はこれではできないと思ひますが、それがどういふ形で行われておつたのか。例えばもし連絡があつた場合には直ちに仮眠している人を起こすとかあるいは責任者のところに連絡するとかという役割だけを分担しておつたのか、その辺はちよつと実情を見ないとわかりません。消防の方といたしまして人が足りない場合にはそうやって対応せよという指導をした記憶はございせん。

○佐藤三吾君 ないと思ひますよ。しかし現実には、今あなたがおっしゃつたような無理な答弁をするところという現象が現場で起こつてくるわけですからやっぱ無理はなさるかも知れませんよ。で、そして何かこは夜専門らしいです、いわゆる夜勤番といふんです、これは事が起こつたときには大変なことになると思ひますので、そこら辺ひとつ調査して、できれば、後で結構でございしますから御報告いただきたいと思ひます。

そこでもう一つ、熊本の高遊原の問題について二、三お聞きしておきたいと思ふんです。私一月の二十七日に現地に調査に入つてみたんですが、この高遊原消防組合の問題は組合消防そのものの解体かどうかといふところまで議論が進展しているような感じがしたわけでございします。その後の経過と現状はどういふふうな把握しておりますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 熊本の高遊原消防組合でございしますが、組合消防を解散するという点については方針を決定した、この点私どもも聞いておりまして、それによつて消防団だけで対応するといふこと、これはおかしい、常備消防の空白化を招くべきでない、こういう指導をしたわけでございます。

その後の経緯をたどつてみますと、六十二年の十二月二十八日に県の総務部長が組合管理者ある

いは関係町長、消防長に対して今後の方向について指導をしたといふようなことがございします。それから六十二年の二月には県地方課が組合に対して、格付問題につきまして不均衡があつたといふようなことで、これは職員の一つの不満の種になつておつたわけでございしますが、その点の是正を図るよう行政指導をしたといふこと。それからさらに六十二年の二月十九日に組合の定例会で広域合併推進に関する決議といふものが行われ、その後三月二十四日までに構成各町村の議会で同様の議決が行われたといふように聞いております。

したがいまして、そういう広域合併推進という方向がこの組合の中で一つの動きになつてきておるといふぐあいに把握しております。

○佐藤三吾君 三月十一日に西原の村議会で高遊原消防組合の広域合併推進決議を行つておりますが、この意味するものは何ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 地元の決議でございしますから私も直接これに對していろいろこうすべきであるあつすべきであるといふくちばしを差し挟むつもりはございせんが、現在の熊本県におけるところの消防組合の一部について改めて統合再編と申しますか、そういうことを念頭に置いた決議だと、こう考へております。

○佐藤三吾君 大臣はどうぞ結構ですか。であるとして、三月二十六日菊池郡市八市町村の連絡会で、十一の事務組合中六組合を統合して複合事務組合を設立する、こういう方向を決めたとお出でございしますが、この中には高遊原西部地区消防、広域行政消防等があるわけですが、これらを含めての統合といふふうにとつていいんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) この考へ方は、要するに現在の高遊原の消防組合を構成する市町村でそういう決議が行われてゐるわけでございします。この構成する市町村に關係のある部分のいはば広域再編が中心になつておるのではなく、こうかと考へております。この高遊原のほかにこの周辺におきましては上益城であるとか菊池西部である

とかあるいは菊池広域とかいろいろ組合がありそれぞれ構成団体があるわけでございしますが、そういうものはなからうかと考へております。ただ具体的にそれがどういふ案であるのかといふことにつきましては、私どもの方ではまだ具体的には聞いていないのでございします。

○佐藤三吾君 長官、これはもう消防庁とは再々私がやつてきたことですから中身の問題についてはよく承知をしておると思ふんですが、あなたの前任者の関根さんが、消防協は違法な組合と、この発言が事の端を發して、そして管理者としては消防協を何とか解散しよう解散しようといふことで一年間頑張つたけれども解散できないものだから、組合消防そのものを解体する、こういう挙に出でる。しかもそれはおたくから熊本県の総務部長に行つた佐藤さんが指令の中心になつてゐるわけですか。

こういうことは私は、あつてはならぬとさつきあなたおっしゃつたけれども、あつてはならぬことがだんだんだんだんこつこつに發展してきてゐるわけですから、これはひとつぜひ、あつてはならぬならぬようにきちつと指導してもらいたい。火つけはだれかといへば前の長官です、仕掛け人は、それだけに始末はきちつとつけてもらわぬと私はいふかと思ふんです。どうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 職員協議会の問題に端を發したといふことは私も承知をしております。ただ私が先ほど申し上げましたように、それによつて協議会をやめなければ組合消防を解散して消防団だけで消防をやるといふようないわば消防の後退を招くようなことはこれは行ふべきでない。この点は自治省からも熊本県当局に対して指導をいたしております。

しかしそれ以外の点につきましては、それではしからばどういふぐあいにするのか、これはやはり地域の自主性によつて判断をすべきことでございしますから、これはもう県なりあるいは関係組合

を構成する関係団体の考え方なり、その自主性を尊重すべきである。消防庁としてはその点については私どもが干渉するものではない、あくまでも常備消防の空白を招かないように、このことだけは指導をいたしておるところでございます。

○佐藤三吾君 問題は益城の町長にしても菊陽の町長にしても、いわゆる消防協が違法な組合だといふふうな思い込んでしまっているわけですね。それはだれが言ったかといえ、前の消防庁長官である関根さんが言っているわけですね。関根さんにしてみれば、議事録を見ると、言ひ方は悪いけれども、違法になるおそれがある、こういう言ひ方をしていますね。しかしそういう受け取り方をしているわけですね。この問題はそこを直さない限りいつまでたっても事態は解決しない。変な方向にそれていく。ですから町長が消防協を解散しようと思つて消防団の連中に火をつけてやつたものだから消防団が常備消防を拒否するというようなことも起こつた。あれやこれや起つた原因をたどっていくと、火つけ人は前消防庁長官の関根さん、こうなる。

ですからやつぱりこちら辺は、それが間違ひでした、消防協というのは決して違法な組合ではございません、もしそういう受けとめ方をされたならひとつそれは間違ひですから直してほしいという観点に立てばこの問題はすつと片づく問題ですよ。それを今度は組合消防そのもので解体しようとする。こういうところまで発展するということとは私は異常だと思ふ。だからそこら辺はひとつ長官、あなたも出身は九州ですから、熊本とは隣なんだから、そういう意味でやつぱり愛情を込めて是正するようにぜひ指導をしていただきたいし、そのためには佐藤さんが総務部長で行つておるんだから、佐藤さんにひとつ的確にきつとしないさいと言へば問題の解決は私ではできんと思ふので、そこら辺はぜひお願いをしておきたいと思ひます。よろしいですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防職員協議会とい

うものの実態については私ももも承知をしておりますし、それが消防職員について禁止されております法律の規定に抵触するような活動を行つてはならぬということとはもう既に私も言つておることでございますから、この点についてはこれは姿勢は変わらないわけでございます。ただ、そういった活動でなければ、いわゆる単なる親睦団体というふうな性格のものがどう行われるか、これは別に消防庁がとやかく言うべき必要のものでもないわけでございますし、またその点は我々も研修会等を通じてよく言つておるところであり、熊本県当局もよく理解をいたしておると思ひます。またその理解しておるところは市町村の方にも伝わつておると思ひます。

いろいろ私も熊本県の幹部とも話をいたしまして、とにかく消防の空白は避けるようにしなければならぬ。いろいろな原因なり理由がほかにもあつたようなことも聞いておりますけれども、混乱する事態というものを県の立場でもつてどうおさめるかということとはひとつよく考へてほしいということとはたびたびわたつて言つておりますし、私も単に形式的にだけこの問題を取り扱つてきたつもりはございません。いろいろ話はしてあります。

○佐藤三吾君 ついでに申し上げますと、山形県の尾花沢市、この市長さんもそういう意味では熊本の高遊原の皆さんと変わらないぐらいに認識を間違えておりますから、時間がございませぬから一々申しませんが、これもひとつぜひ正常な方向に正してもらいたいということをつけ加えておきたいと思ひます。

時間があればいろいろあつたんですが、きょうは片山さんともいらつしやいますからちよつと聞いておきたいと思ふんです。私が三年前に取り上げた六十歳定年制延長と年金支給年齢の引き上げに伴つて、一番問題になつてくるのは特に組合消防ですが、そのいわゆる職員の構成の問題が深刻になつてあなたを長にした委員会が発足したわけですが、三月に答申が出るというふう聞いておつ

たんですけれども、この経緯並びに方向というのはどういふものになつたのか。

特に、それを受けてだと思ふんですが、山形県の最上消防が百二十九名の職員中三十代が八％、十代、二十代がわずかに六％、まさにこれは異常だ、こういうことから研究していただいて、六十三年、本年から五カ年間に十四名の職員を市町村に入れかえてそして新採を入れて構成を変えていく、こういう方向を出したというのが出ておるわけですが、こういう方向なのかどうなのか、あわせてひとつ聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員(片山虎之助君) 先ほど佐藤先生御指摘のように、消防職員の高齢化問題というのは大変大きい問題でございますので、一昨年の十月に消防庁の中に外部の消防本部の方も入れてまして消防職員高齢化対策検討委員会というものをつくつていろいろ検討してまいつたわけでありまして、これは三つテーマがありまして、一つは消防装備の問題、二つ目が消防戦術の問題、三つ目が人事管理の問題でございまして、装備の軽量化、動力化、安全化に関する報告につきましては昨年の九月に取りまとめ公表いたしましたところでございまして、残る消防戦術、人事管理につきましてはほままとりまして近々最終的な報告を公表できる、先生方のお手元にもお出しできる、こういうふう

に思つております。

その人事管理の中にいろいろなことが書いてございまして、佐藤先生から御指摘のありました最上の例でございまして、市町村長部局との人事交流によりまして消防組合等の人事構成の偏りを直す、こういうこともその中の一つのテーマにいたしております。この委員会の最終報告が出れば、消防庁としましてはモデルになるような事例を少し示しまして具体的な指導に入りたい。最上の場合には市町村長部局と話が調ひまして、方向としてはなかなかいいのではなからうか、こういうふうに評価いたしております。

○佐藤三吾君 時間が来ましたから一言だけ聞いておきたいと思ふんですが、最上の場合も関係市町村それから職員団体である自治労、いろいろなところからこの問題に対して意見が出されています。私はやつぱり一番思ふのは、さっきの高遊原じやありませんか、消防に対するいろんな認識の違いがございまして、消防協に対してもあります。そしてよく自治体の中では、組合の活動家などをこの際團結権のない消防にはたりやうて消してしまつたという不当労働行為等があつた事例もある。そういうことは私は今度のこの問題についてあつてはならぬと思ふんですけれども、そこら辺について消防庁としてどういう見解なのか、決意なのか。そこをきつとしないと全国的にこれが波及してくるといろいろな問題が起つてくると思ふので、消防協並びにそういう組合活動に対する不当労働行為的なことはやつてはならぬという点についていかがですか。

○政府委員(片山虎之助君) 佐藤先生から御指摘のありました不当労働行為はこれは大変困ると思ひます。こういうことはやるべきでないというふうに思ひます。また人事交流につきましても、相手方があることでございまして市町村長部局の方のいろいろな御都合がありましようから、話さえずまくつければ人事交流を積極化するということは正しい方向だ、こういうふうには思つております。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今佐藤先生が御指摘の高齢化の問題、次長から三点につきまして申し上げました。体力の錬磨ということも大事なことございまして、できれば六十歳までということもございまして、できれば六十歳までということもございまして、職員構成がいわゆるだんごになるというふうなこともございまして、やはり人事交流は私も大変重視しております。最上の例も、これは消防当局もいろいろな意見を聞いて長部局とも折衝して実現に移したということは大変結構なことだと思ひます。まだほかにも例もございまして、そういうモデルケースというものをできるだけ示して、そしてかなり長期的な立場から物を考へて、消防職員にしてみれば一生を消防にささげ

るつもりで入ってまいったのがたまたま世の中の情勢でそうなるということは本当に忍びがたい点もございすけれども、やはり全体としての消防のあり方、あるいは地方公務員全体、地方行政全体の円滑な運営ということを考えて大局的な立場から正々堂々とこの問題に取り組んでいくべきだと思ひますし、またそのように指導してまいりたいと思ひております。

○委員長(谷川寛三君) 午前の質疑はこの程度とし、午後一時まで休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二分開会

○委員長(谷川寛三君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方行政の改革に関する調査のうち、地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件及び消防法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○片上公人君 去る三月三十一日経済団体連合会では、対外経済摩擦の解消、内需の拡大及び経済構造調整の推進の見地から臨時行政改革推進審議会に對しまして「規制緩和に関する要望(中間とりまとめ)」を提出したとございす。以下、この中で消防関係で指摘されている点についてお尋ねしたいと思います。

まず消防法につきまして「危険物の範囲については、引火点の上限を定めるべきである。とくにシリコンのように引火点が三百度を超えるような燃えにくい物質まで消防法上の規制を行なうことは、非関税障壁として強い批判を招く」と指摘されておりますが、消防庁としては今回の改正の際にどのような検討を加えたのか、お伺ひしたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防法におきましては、危険物の運搬のみならず貯蔵または取り扱ひに係る規制を行つております。いかに高引火点危

険物といへども、加熱等取り扱ひの状態によつては火災の危険があるわけでございす。引火点が極めて高い物品としましては、例えば動植物油類であるとかあるいはギア油などの第四石油類がありますが、常温常圧状態で貯蔵しておる施設での火災事故は発生しておりませんけれども、これが高温または高圧で取り扱はれておる場合におきましてはやはり火災事故が発生している現状にございす。

こういった観点から、引火点が高い物品でございまして危険物として規制する必要があるというぐあいに考へておるわけでございす。ただし、通常の貯蔵状態であれば火災の危険は低いと考えられますので、この種のものにつきましては、位置、構造及び設備の技術上の基準について緩和する方向で検討をまいりたいと思ひます。

今回の改正は、危険物の生産流通実態の国際化に對応いたしまして、国際間の輸送に関する国連勧告の内容を踏まえ、危険物の定義を明らかにするとともに試験による危険物の判定の方法を導入して国連勧告との整合性を極力図ろうとしたものでございまして、今回の法律改正及び今後予定しておる危険物の運搬に関する政令、省令、基準の改正により貿易摩擦が問題になることはないと、こう考へております。

以上のような観点から今回の法改正におきましてはお尋ねのような引火点の上限値を設けるといふことはしなかつたわけでございす。引火点の上限値の設定の是非を含む今後の検討課題につきましましては早い時期に検討を始めたといふ考へておる次第でございす。

○片上公人君 要望書では保安安全関係各法の個別問題点として、消防法につきまして「法改正後、政省令で取り扱はれる保有空地、敷地境界線距離、同時搬入・移送取扱所の範囲等の技術基準及び品目毎の指定数量等が決定されることになる。これらの検討に際しては、産業界の専門家も加え、実態に即した基準となるよう要望する。」とされておりますが、消防庁としてはどのような対応を

考へておられるのか、伺ひたい。

○政府委員(矢野浩一郎君) 政省令で想定される技術基準あるいは指定数量等の検討に際して専門家を加え実態に即した基準をつくるということについての要望に對する考へ方でございす。改正法の公布後施行までの間におきまして、消防機関におきましては改正法施行後のその管内の危険物施設の状況についてあらかじめ把握しておく必要がございす。また事業者側でも、改正法施行後の規制に對した構造、設備等の整備の必要性について把握するため、貯蔵あるいは取り扱ひます危険物の危険性について確認を行う必要がございす。政令あるいは省令にゆだねられております試験方法、指定数量、技術基準などの定めにつきましましては、改正法の公布後できるだけ速やかに改正を行う必要があると考へております。

消防庁におきましてはこれらに關し既に検討を開始しておるところでございす。この検討の過程におきましてはそれぞれ關係する団体からの意見を聴取し、産業界の要望をも反映してまいりたいと考へておるところでございす。

○片上公人君 また、危険物施設の設置または変更許可による工事につきましましては「申請工事の一部が完成しても全体が完成しないと、完成検査が受けられない。独立した部分で個別の検査を受けた場合には、再度申請を出さなければならぬ。事務の合理化上、再度許可申請書を出すということなく、終了工事毎に部分完成検査を受けることのできるよう要望する。」とされておりますが、これもこの点につきましましてはいかがでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) ただいまの点は許可等手続面の取り扱ひの問題でございす。これは今後におきまして十分関係方面の意見も聞きましまして検討してまいりたいと考へておるところでございす。

○片上公人君 次に「運搬容器や地下貯蔵タンク等の分野においては新素材の技術進歩が大変著しい。その結果として生まれた、例えばフレキシブルタンク、タンクコンテナ、FRP製タンク等を

許可対象として認めるよう要望する。」とされておりますけれども、消防庁としてはこれについてはどのように考へていらつしやいますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 運搬容器あるいは地下タンクなどの新素材の技術基準の取り入れの問題についてでございますが、国際間の危険物の輸送につきましては一九九〇年一月一日から国連勧告を全面的に受け入れるということが決定されておるところでございまして、国内におきましても航空関係の法令あるいは船舶安全関係の法令の改正が予想されておるところでございす。したがって消防法におきましても、陸上輸送につきましましては国連勧告における運搬容器の性能基準等を取り入れまして国際的な基準との整合性を図ることによりまして、いわゆる非関税障壁にならないよう基準の見直しを行う予定でございす。

その結果、新素材の容器等につきましても国連勧告にあるものは取り入れられるということになります。また地下タンクにつきましましては、これまでにおきましても少量のものについてはFRP製タンクを認めておるところでございす。比較的大容量のものにつきましても、これまでの少量のものの実績あるいは工作技術の進歩それから諸外国における実績等を勘案いたしまして、本年度これを第三者機関に委託して検討を行う予定にいたしてあります。

○片上公人君 次に「保安安全行政に係る公的規制のあり方に関する意見」として要望の中では「保安安全の確保には充分留意しながらも、支障のない範囲において手続きの簡素化、過度の規制の緩和、保安安全関係法令に係る重複規制の排除、ないしは個別法相互間の分野調整、科学的水準の進歩に伴つた合理的な規制基準、技術基準の見直し等を不断に図るべきである。」と述べ、政府におきましても臨調答申を受けて「改善が図られる。現在あらゆる分野において行政の効率化、簡素化が見直されているが、特に保安安全問題は政

府の許可等に保るる項目が多く、早急に見直しを図られるべきである。」として、当面実施すべき具体的な改善要望項目が掲げられております。

消防関係では「保安安全関係各法の重複規制の調整」として「去る五十八年九月に府内に設置された保安四法関係許可事務合理化連絡協議会による検討結果を受け、種々の改善が図られてはいるが、まだ不十分な点も多い。このため、企業は、消防法、高取法、労安法、石炭法の四法、さらに電気事業法等の関連法令により規制され、各々に対応する難しさに悩まされているため、引き続き法律間の調整を行うことにより、行政事務の簡素合理化を図ることを要望する。」とされています。

消防庁としては臨調答申後どのような事務合理化策を講じ、今後残されている項目はどのような点なのか、伺いたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昭和五十八年三月の第二次臨時行政調査会の最終答申におきましては、危険物取扱者試験事務の民間委譲、それから消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法及び石油コンビナート等災害防止法のいわゆる保安四法に係る共管競争事務の排除、それから危険物等の指定品目の見直し、丙種危険物取扱者の取り扱い得る危険物の範囲の拡大、危険物保安統括管理者等の選任あるいは解任手続の一本化等についての指摘がなされたところでございます。

これを受けまして消防庁といたしましては、危険物取扱者試験に係る指定試験機関制度の導入、これは消防法の一部改正で行っております。それから丙種危険物の取扱者の取り扱い得る危険物の範囲の拡大、危険物保安統括管理者等の選任解任手続の一本化、これは危険物の規制に関する規則の一部改正で行っておりますが、これら消防庁単独で措置できるものにつきましては鋭意改善措置を講じたところでございまして、今回御審議をお願い申し上げます。危険物等の指定品目の見直しに関する法改正により臨調答申の実施につきましましては措置をされたことになるわけでございます。

また消防庁単独でなく関係省庁にまたがる事項につきましましては、昭和五十八年九月に関係省庁間で具体的な検討を行うための保安四法関係許可事務合理化連絡協議会というものが設置をされまして、その改善方針が保安四法共管競争事項等改善措置実施事項として昭和六十一年度中に取りまとめられたところでございます。消防庁といたしましては、設置変更の許可申請あるいは届け出の重複申請の調整、完成検査の重複を調整することなど、実施事項のうち昭和六十一年度中に措置すべきであるとされた事項につきましましてはすべて措置をしたところでございます。

なお実施事項のうち残された問題でございまして、臨調答申でも指摘されておりますところの指定検査機関の何と申しますか相互乗り入れにつきましましては、これは危険物保安技術協会の技術力の向上を図るということによりそのための条件整備を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○片上公人君 さらに「保安安全関係各法に共通する問題点」として、許可可、届け出、検査に係る提出資料につきましまして「現在、極めて詳細な資料が求められ、大きな労力を費やしている。提出書類は必要最少限に絞り、申請様式も改善すべきである。」とされておりますけれども、消防関係の提出資料についてはどのように改善されたのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 重複手続をできるだけ省くようにという問題は、先ほどお答え申し上げました臨調答申でも保安四法の関係についていろいろ指摘をされこれについての改善を図ったところでございまして、なお関係方面からの要請として手続そのものについてさらに簡素化を図るべきであるという点につきましましては、現在さらに検討を重ねておるところでございますので御了承を賜りたいと存じます。

○片上公人君 消防設備士、消防設備点検資格者の法定講習の受講義務につきましましては「実態に即した弾力的なものにすべきである。」とされてい

ますけれども、これらは防火・安全の確保上重要なことでありますから緩和することは適当ではないのではないかと考えますが、消防庁のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) この要望にございまして、この消防設備士あるいは消防設備点検資格者の法定講習の受講義務の問題でございましてけれども、消防設備士制度は消防用設備等の工事及び整備の完全性を確保いたしますとともに消防用設備等の工事につきましまして消防機関と施工者の共同体制を確立することを目的として創設されたものでございまして、またもう一つの消防設備点検資格者制度は、消防用設備等の維持管理の完全性を確保するとともに点検及びこれに基づく消防機関への点検結果の報告を確実にを行うことを目的として創設されたものでございまして、これらの制度は今日まで防火・安全の確保に大きく貢献をさせていただきましたところでございます。

技術進歩や社会経済情勢の変化に伴いまして消防関係の法令をそれら消防用設備等の技術基準も頻繁に改正をされておりますし、またこれに関する通達等も数多く出されておるところでございまして、この消防設備士や消防設備点検資格者の方々に対してこういった極めて多くの改正なり通達内容の情報入手のいわば便宜を供与するという意味からも、またその内容につきましまして大変膨大なものでございまして体系的に要領よく伝える機会といたしましてこの法定講習という制度を設けまして、最新の法令とかあるいは技術基準等に関する知識を付与することによりまして消防設備士制度やあるいは消防設備点検資格者制度の実効性を担保することとおるところでございまして、御要望でございましてこの消防設備士、消防設備点検資格者の法定講習の受講義務について「実態に即した弾力的なものにすべきである。」というこの意見の具体的な内容はちよっと明らかに把握し兼ねるところがあるわけでございましてけれども、ただいま申し上げましたようなこういった制度の意義に照らしまして、私も消防庁としまし

ては現状の仕組みはこれは最も適切最善のものである、このように考えておるところでございまして。

○片上公人君 また「消防法と火薬類取締法の重複規制の排除」として「消防法危険物の製造所、一般取扱所の一部で火薬類取締法との二重規制を受けている設備がある。この場合、政令、規制において、火薬類取締法の「火薬類」に該当するものについては、消防法の技術基準の一部が適用除外とされている。しかし、火薬類取締法で十分に規制され保安が確保されるものについては、消防法の技術基準の適用除外項目をさらに拡大するよう要望する。」とされておりますけれども、この点はいかがでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 火薬類取締法と消防法との関係について重複を排除すべきである、その具体的な手段として適用除外項目をさらに広げるべきである、こういう御要望でございまして、消防法の立場といたしましては火薬類取締法との関係については既に必要な調整は加えられておると考えておりますので、この点については関係業界の方の御了解も賜りたいと考えるところでございます。

○片上公人君 今回の改正のことで伺いますが、危険物の指定範囲を改正することとした具体的理由及び改正の趣旨についてお尋ねいたします。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回お願いを申し上げますが、昭和五十八年三月の臨時行政調査会の答申におきまして、検査・検定制度について改善合理化を図る必要があるという基本的観点に立ちまして、適用範囲の見直し及び基準の明確化を図る具体的項目の一つといたしまして危険物、準危険物及び特殊可燃物について指定品目の見直しを行う旨の指摘がなされたところでございまして、また一方、国内におきまして生産流通しております化学物品の実態に変化が見られるということ、あるいは危険物の指定に関する国際的な検討の方向が次第に集約されつつあるという国内の状況を踏まえまして危険物等の指定の合理化

を図ることが必要とされた次第であります。

これを受けまして消防庁におきましては、昭和五十八年九月に学識経験者で構成する危険物委員会、委員長は秋田一雄東大名大学教授でいらつしやいます、これを設置いたしまして、指摘のありました危険物等の指定品目に関しまして、第一に、危険物の各級の定義を明確にして危険物に該当するか否かの判定は原則として試験により行うというようにすること、それから第二に、危険物の指定品目の見直しとあわせて準危険物及び特殊可燃物につきましても整備を図ることを主な内容とする報告がなされたわけでございます。

今回御審議をお願い申し上げております改正案はこの危険物委員会の検討結果に基づきまして、危険物の判定基準の合理化等を図りますために危険物の定義を明確にするのと同時に試験による危険物の判定の方法を導入する、そのほか所要の改正を行うこととしておるものでございます。この改正によりまして新たに製造された物品についての危険物の判定が合理化され危険物を製造いたしました事業者の負担が軽減されるほか、事業者におきまして危険物等に関するみずからの技術改良を行いまして製品の危険性を低減させるというような目標も明確なものになるところでございまして、今回の改正におきましてはそういったようなねらいもあるわけでございまして。

○片上公人君 新たに危険物に指定される物品を取り扱っている施設に対する措置についてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○政府委員(矢野浩一郎君) 危険物の範囲等の見直しに伴いまして、御指摘のように新たに危険物となる物品も生じることとなることはあるわけでございまして、これらの物品を取り扱っております施設は、新たに許可を受けて位置、構造、設備の技術上の基準に適合させることが必要となるわけでございまして、しかしながら既にもう生産活動を行っております従来からある既存の施設につきましては、これまで事業活動を行ってきましておるという事情を考慮いたしまして、施行の日から一年以内に許可を受けなければならないこととしておるわけでございまして。さらに既存の施設につきましては今回の法改正に伴う法令改正において、事業者に対して必要な安全は確保しながらも過度な負担にならないように、位置、構造、設備の技術上の基準につきましては相応の経過措置を定めるところというようにして予定をしておるわけでございまして。

○片上公人君 危険物の判定のための試験方法の導入に伴いまして、試験実施の重複を省く意味から試験結果の取集公表等を考えていらっしゃるかどうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 改正法が公布されまして次いで政令によりまして試験方法が定められますと、事業者におきましては、現在あるいは将来貯蔵または取り扱う物品がどのような危険性を有し、改正法の施行後どのような規制を受けることとなるかにつきまして改正法の施行前に試験を行って把握する必要がある場合が出てまいりますとともに、改正法施行後も新しく合成あるいは生産される物品につきましては事業者がみずから試験を行って把握する必要があるわけでございまして。

しかしながら、ある物品について一度試験が行われその性状が把握されまして、改めて試験を実施するという必要はこれらもうなくなるわけでございまして。消防庁におきましては、事業者が危険物の性状についてのデータを容易に得ることができるようにして試験実施の重複を省き制度の円滑な運用を図る観点から、この危険物の判定結果等を集積しまして逐次消防機関のほうから事業者にも資料を提供していく、こういう方針でございまして。

○片上公人君 各級の危険物の定義、試験方法の導入に当たりましては国連の勧告内容も参考にしたいと思っております。この勧告内容が変更されるということはないのかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今回の改正により導入を予定しております試験方法は国連の危険物輸

送専門家委員会における危険物の試験方法等に関する勧告内容を踏まえた内容となっておりますわけでございまして、国連におきましては引き続き一年置きごとに勧告内容の見直しを行っておるところでございまして、この勧告内容が変更されるということとはやはり時代の変化に伴いましてあり得ると思われまして。したがって、新たな勧告内容を踏まえた試験方法の見直しということが今後におきまして必要となることはやはり予想されるところでございまして。また新たな危険物品が出現することもあるわけでございまして。そのほか技術革新の進展によりまして試験の方法が生産の実態や流通の実態にそぐわなくなった場合にはやはり適宜見直しを行う必要があると思っております。

試験方法等に関する定めは政令に委任するということと法案に規定をいたしましてお願いをしておるわけでございまして、こういった見直しが必要なる場合にはこれに対して迅速に対応していくという考え方でございまして。

○片上公人君 試験方法を導入することによりまして危険性のある物品が危険物から除外されることになり安全確保に支障を生じる場合があるのではないかと懸念しますが、これはどうでしょうか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 危険物の指定品目につきましては、それぞれの種類の危険物の定義を明確にして試験方法を導入することにより危険物の判定基準が合理化されるとともにこれが明確になる結果、例えば現行第三類の危険物に含まれております生石灰とか、あるいは現在の第六類の危険物でございまして発煙硫酸、濃硫酸、それからクロールスルホン酸につきましては、これは火災危険性は極めて少ないことから危険物規制の対象外ということになるわけでございまして。

しかしこれらの物品につきましては、それぞれ火災の危険性はないとしても消防活動上支障を生ずるおそれがございます。例えば今の濃硫酸あたりは火災の原因にはなりませんけれども消防活動に非常に大きな障害を与えるおそれがあるわけでございまして。そういうことで、消防法第九条の二

という規定に基づきまして、これは消防活動阻害物質という名前をつけておりますが、この消防活動阻害物質といたしまして引き続き消防機関においてそれがどこにどれだけ貯蔵され取り扱われておるかという実態を把握する、こういう予定にいたしております。

したがって、今回の法改正によりましてそのように危険物から外れるものもあるわけでございしますが、それによって危険物の施設の安全確保に支障を生じることはないというぐあいに考えておるところでございまして。

○片上公人君 昨年の東京電力の事故でも見られるような管理面に起因する事故が多くなっておりますけれども、今回の改正ではこの管理面についてどのように対応されておるのか、伺いたいと思っております。

○政府委員(矢野浩一郎君) 最近における危険物施設の事故の原因を分析してみますと、管理の不十分とかあるいは確認の不十分など危険物施設のソフトの面、管理運用面の欠陥に起因するものが多数を占めております。消防庁としても、こういった事故に対処するために管理運用面の対策の徹底に力を注いでおるところでございまして。

今回お願い申し上げております法改正案におきましては、事業者がみずから危険物の危険性について十分把握し得るような試験方法の導入を図る、先ほどお答え申し上げたとおりでございまして、そういう試験方法の導入を図るほかに、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令の規定を新設する等の改正を行いまして、これによりましてこういった管理者、監督者の責任と

いうのを十分自覚していただくたい。それを担保するような規定を設けることによりまして危険物施設の管理運用面の欠陥に起因するような事故の発生を未然に防止することになったといたしたいと考えております。

昭和六十一年度の危険物施設の火災発生原因を見ますとその七〇%ぐらいが人的な要因に基づくものでございまして。そういう観点から踏まえまして、

また柿の木坂事故におけるようなタンクの損傷による事故の再発防止の観点から、移動タンク貯蔵所が転倒したときのタンク本体の保護措置の強化を図るため、実験を含めた検討を行いました上でこの防護枠構造の強化を図る技術基準の改正をも行っておりでございます。これは昭和六十二年四月にそのような改正を行っておりでございます。

○片上公人君　建設省にお伺いいたしますが、こ

御説明願いたいと思います。

○國務大臣(梶山靜六君) 昭和六十三年度の消防庁の補助金については、概算要求の段階において五年連続前年度当初予算に対し財政窮乏の折でございまして、原則一〇%のマイナスという基準が設定されるなど極めて厳しい状況下に置かれます。

害では火災発生時には地上での消火活動は混乱等のため困難となり空からの消火活動が有効とななりましうし、また高層ビル火災においてもヘリによる消火、救助活動が大変期待されておると思ふのであります。

このような中で消防庁におきましては去る六十一年に大規模特殊災害時における広域航空消防防衛援実施要綱を策定して、応援可能地域の明示、応援要請手続の明確化を図り、さらに六十二年には

消防広域応援交付金制度を設け、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えた消防応援に對しまして応援交付金を財団法人全国市町村振興協会から交付するなど、ヘリの出動がしやすくなる環境づくりを進めておられるとのことでございます。去る二月にはヘリの活用と整備のあり方を消防審議会に諮問されたとのことでございます。

消防庁としてはこのようなヘリの役割をどのように考え全国ネットワークのためにどのような対策を練っておられるのか。特にヘリの購入及び維持管理には多額の経費を要すると言われておりますが、財政面で国としてどのような援助をするつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 消防ヘリコプターの果たしておる役割につきましては、ただいま御指摘になられましたように、消火あるいは救急救助、特に林野火災の消火、こういったものを初めといたしまして大変広範囲な機能を持っておられるわけでございます。消防庁としてはこういったヘリコプターの多目的広域的な活用につきまして特に重点を置いて研究を進めております。ただいま御質問の中でも御指摘になられましたように、昭和六十一年五月には大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱と大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目も策定いたしました。消防機関の保有するヘリコプターの広域的な運用を図り機動的な応援の実施を推進しておりますのでございます。

ただ現在ヘリコプターの保有状況を見ますと、これは大都市を中心にいたしまして消防用のヘリコプターとしてはまだ二十機程度にとどまっておりますのでございます。そこで今後の課題といたしまして、広域的運用を前提といたしました消防防災ヘリコプターの全国ネットワークをつくっていく必要がある、こういう考え方のもとにその導入を積極的に進めていく必要があると考えております。御質問の中でも御引用なされましたように、本年二月消防審議会に「消防におけるヘリコプ

ターの活用とその整備のあり方について」という項目で諮問をいたしまして、現在御審議検討をいただいておりますのでございます。

ただヘリコプターの整備、維持管理につきましてはやはり多額の経費を必要といたします。購入につきましては消防庁の補助金制度もございまして、けれども、維持管理の面につきましてもやはり相当の経費を必要とするのは御指摘のとおりでございます。この財政措置につきましては、こういった消防審議会の審議検討の結果を踏まえて一定の整備の方向が出されまると、それを踏まえてこの問題につきましてもあわせて検討をしてまいりたい、このように考えております。

○片上公人君 消防団の活性化問題について伺いたいと思います。

消防団は常備消防とともに消防防災の中核的組織でありまして、その活躍はさきの大島の大噴火の際に示されましたように、大規模災害時の避難誘導など大きな役割を担っていることは言うまでもございせん。しかし近年消防団員の減少傾向が続きまして、ひところ二百万人だったものが半数の百万人近くになつていくこととございせん。これは常備消防の整備の進展の反面とも言えますが、都市化に伴う人口移動や住民の防災意識の希薄化などの理由も考えられます。消防庁としてはどのように分析されておられるのか、まずこれをお伺いします。

次に、消防庁は消防団活性化の方策として六十一年度から消防団活性化モデル事業を実施するなどその対策に着手しておられるとのことでありまして、六十三年度は消防団活性化総合整備事業補助金として三億円を予定されているとのことでございます。この補助事業はさきのモデル事業とどのような違いを持った内容であるのか、また団員確保はどの程度可能と予想されておられるのか、伺いたしたいと思います。

そして消防団の活性化のためには団員の報酬面での処遇を改善することが考えられます。六十三年度は地方交付税におきましては出動手当として

六十二年度と比べてどのような配慮をしたのか、御説明をお願いいたします。なお、交付税上算入した額がきちんと市町村において支給されているかという点も指摘されておりますが、消防庁としてはどのような指導をされておられるのか、お尋ねいたします。

○政府委員(矢野浩一郎君) 多くの項目にわたりますので御質問でございますが、まず最初に消防団員の減少の原因をどう考えておられるかということでございます。

昭和五十九年十二月に消防庁内にこのための検討委員会を設置いたしましたのでその減少原因についての分析検討を行ったわけでございますが、やはり御指摘のようなことでございまして、高度成長時代に都市への著しい集中が見られましたけれども、消防団はもともと地域社会に基盤を置くものでございましていわば地縁的な性格が強い。そこへもつてきて農山村部では人口流出、特に若年層の激減によりまして団員も減少したわけでございまして、逆にそれが流入いたしました都市部におきましては、これは人口がふえたにもかかわらず団員数はやはりふえなかった、こういうことでございまして。

またいわゆるサラリーマン化に伴いまして職住分離が進み、昼間その住んでおる町にはいない、どこかに勤めに出ておるという人たちが多くなつたことによりまして消防団員の減少が進んできたということ。また社会の一員としての役割意識というものが昔ほど強くなつてきた、希薄化してきたということにも消防団員の減少の大きな原因があらうかと思ひます。

そこで消防庁といたしましてはこのような傾向に対応いたしまして、やはり消防団というものはこれはボランティア活動の代表的なものでございまして、そういったボランティア活動が地域の防災に大きな役割を果たしておるという観点からその活性化を図る必要があるというところで、昭和六十一年度、六十二年度の両年にわたります国庫補助事業としての消防団活性化モデル事業を実

施したわけでございます。

このモデル実施市町村の状況を見ますと、それぞれ工夫を凝らしまして団活性化のためのいろいろな総合的対策を実施しております。消防団拠点施設の整備であるとか、あるいは無線機器、安全装備品の整備とか教養研修用資機材の整備、こういったようなことを行つておられて、これらの点において団員の士気高揚が図られたと出動率が上がるというような経過が見られた、こういう報告をそれぞれ実施されました市町村から受けておるわけでございます。

そこで、これはモデル事業として実施したわけでございますが、このモデル事業をさらに全体に及ぼすために、昭和六十三年からは新たに消防団活性化総合整備事業ということで全面的にこれを行うことにいたしておるわけでございます。この考え方につきましては、モデル事業で得ました経験を踏まえまして、内容的にはモデル事業と比較的同じものが多いかと思ひますけれども、一つは教養研修面つまりソフト面の充実、それから消防団活動に必要な施設とか装備の強化というハード面、こういったものを内容とした総合計画を、これは市町村の自主的な発想による創意工夫をできるだけ期待してつくつていただまして、これに對して国庫補助を行うということによりまして実施をしてまいりたいと考えております。

そのほか消防団員の手当等処遇の問題についてのお尋ねもあつたわけでございますが、これは国におきましては従来より地方交付税で所要額を詳細に規定して措置しておるところでございますし、また毎年その引き上げに努めておるところでございます。本年におきましても若干ではございますが、この引き上げを図つたところでございます。

ただ実際の支給につきましては市町村が条例でそれぞれ決めます。いわゆる団員の報酬につきましては交付税で決めましたものと余り違いはございませぬ、平均的に見ますとほぼそのとおり措置されておりますが、出動手当につきましては実

は交付税の措置額と実支給額との差がかなり大ききうございまして、実支給の方が小さいわけでございます。これらにつきましてはやはり重要なことでございまして、市町村に対してもその改善を行うように、あるいは都道府県の消防主管課長等に対しても十分指導を行うように私の方からまたたびたび申し上げておるところでございます。今後とも努力を重ねてまいりたいと考えておる次第でございます。

○片上公人君 ありがとうございます。終わります。

○神谷信之助君 まず、先般三月から運用が開始されて既に列車が走っております青函トンネルの防災対策について伺いたいと思います。

消防庁の方では消防科学総合センターがまとめた「長大トンネルの防災対策に関する調査研究報告書」、先ほどお話がありました、これに基づいて今後の対応を進めていかれるようでありまして、そこに出ておる防災計画、これは二つの消防本部それぞれ必要としておる。JR北海道の防災計画も必要としておる。あるいは相互の協議の問題、あるいは訓練、それに必要な協定、こういったものが報告書の中ではいろいろ触れられていますが、そういったものがどれだけ整備をされてきているのか、現状は一体どうなっているのか、この辺についてまず報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(矢野浩一郎君) 青函トンネルの防災体制の問題でございますが、この点につきましては御指摘の長大トンネル防災対策調査研究報告書を参考といたしまして、青森側の青森地域広域消防本部、それから北海道側の渡島西部広域消防本部におきましてそれぞれ防災計画を策定しておるところでございます。

私どもの方もこの長大トンネルの研究調査報告につきましましては、もちろん青函トンネルの開通というのを念頭に置いてやっております。三月十三日の開通にとかく間に合つてこれが示されるようにしなければならぬということ、何とか二月に示すことができたわけでございます。

が、これら両方の消防本部におきましてはこの防災計画をこれに基づきこれを踏まえて策定をしております。通報連絡体制、それから救急救助活動、消火活動等消防活動の方法とか、それから広域応援体制等に係る防災体制の整備を完了しておるところでございます。北海道JR側ともいろいろ連絡、意見の交換、協議等を行ひまして一応体制を整備したところでございます。

なお防災訓練の面でございますが、これは開業前に吉岡定点におきまして、北海道側、つまり渡島西部の消防本部とJR北海道とそれから鉄道公団が合同で、情報収集、現地指揮本部の設置、乗客の避難誘導、人命救助、消火活動、通信連絡、防災設備の操作等を内容とする総合防災訓練を実施しておるところでございます。また青森側は実施されておりますが、この実施につきましては青森地域広域消防本部とJR北海道が現在打ち合わせ中と、こういうぐあいに報告を受けておるところでございます。

○神谷信之助君 この報告書の前書きには「事前の防災計画を整備充実し、総合的な訓練等を通じて計画内容を充分把握しておくことが重要となる。」というように強調されているんですが、

〔委員長退席、理事松浦功君着席〕
まさにそのとおりで、机の上のいろんなプログラムができて実際に訓練をして習熟していかないと、いざというときには間に合わない。

ところがもう既に列車が動いておつて旅客・貨物の輸送をやつておるわけですが、御承知のように三月十三日から走り出した途端に毎日事故が起きましたね。幸い火災はなかったけれども、これは火災が起かないという保証はない。ところが現実にはまだそんなところの段階じゃないんですね。先ほど北海道側の訓練をやつたと言つけれども、あれはこの調査報告をするための実証確認という模擬訓練で、極めて部分的な限られたものでしょう。この報告書に出ていますがね。だからこれだけはいかぬのです。

ということなんですが、これは定点まで行く間は何か起こつてないことになっていて、だから事故が起こつたところ、火災が発生した場所から定点へ行くまでの間に何をやるのかというやつがないんですよ。ということはJR北海道側の防災計画とその対応というのが物すごくおくれおるんですよ。

だから今度のやつは北陸トンネルの事故の教訓から火災が起こつたら定点まで走れとなつていて、けれども、その間に第一義的に消火活動なり人命救助なりをやるのはJRの職員でしょう。消防本部が現地へ入るのはあとでですよ。だから定点には必要な設備をちゃんとしようとなつていて、その定点における必要な設備を使って消火あるいは避難誘導するのはJRの職員が消防本部が来るまでやつていなきゃいかぬ、こうなるんですよ。

ところが現地の二つの消防本部の人員なり消防車その他の器具機材の配備状況を見たらこれはもう非常に少ない。そんなことは初めから予想してないんです。そうすると第一義的に人命救助と消火活動をやらにやいかぬJRのところ物が物すごく対応がおくれている、こういうふうに思うんですよ。

運輸省に聞きますが、報道によりますと、現地の消防本部がJR北海道に十四項目の防災対策の基本について要望を出した、そうしたらそれに対してJR北海道側はいい顔せんかったと。やつと三月の九日になつて協議がやられて、これは資料をもらいましたが、十四項目についてJRはこうしますという対応の項目が出てきた。十三日から走るのに九日ですよ、初めて協議するのは。一体運輸省はこれについてどういう指導をなされているのか。

○説明員(百瀬信吾) JR北海道と現地消防署との間におきましては、本社としましては六十二年の十月七日から六十三年の二月二十六日までの間に十回以上この問題につきましての打ち合わせを、広範にやつてまいりましたし、また函館支店、函館にJR北海道の出店がございしますけれども、そ

ちらの方におきましては六十二年の十二月から六十三年三月八日までの間に十数回にわたります打ち合わせをやつてまいりまして、その中でいろいろな問題点の整理とか打ち合わせをやつてきておるわけでございます。

そして、先ほどお話ししましたように最終打ち合わせが三月九日に行われまして、これは青森の消防の組合とJRの函館支店との打ち合わせでございますが、そこで先ほど先生御指摘の十四項目がそういう打ち合わせの中で提起をされ、これらについての問題点の打ち合わせとそれから整理がなされているわけでございます。そういったことで、開業までに所要の手続がとれるように両者で問題点を整理しまして対応できるようにいたしましたわけでございます。

○神谷信之助君 やつたやつたとおっしゃるんだけれども、実際に報道されているのを見ますとそういう状況が出ていますよ。そしてやつと三月に入つて、恐らくこれは三月九日でしょう、青函トンネルにおける列車火災時の取り扱いマニュアルの概要、これは本体はもっと詳しいものかもしれないが、我々のところへ届けられている内容を見ると極めて概括的で簡単なものなんです。

それで消防庁に聞きますが、具体的にはJR北海道がそういうマニュアルをつくつていろいろな対応をやるでしょう。あるいは訓練もやるでしょう。それについて消防庁として指導責任があると思うんだけれども、その点についてはどうなさるか。現地の消防本部を通じてということでは、まあ言うたら農村地域ですから、事務組合の消防本部で大都市の大きい消防署ではないんですから、だからその辺についてはなかなかびしやつと言いたいことも言えぬ、弱腰にならざるを得ぬような状況もあると思うんだけれども、こういう点はどういうようにお考えですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) この種のトンネルは消防法に規定するいわゆる防火対象物ではございませんけれども、しかし一たん火災が発生すれば当然に消防機関が出勤して消火をしなければなら

ない義務があるわけでございます。そういう観点から、青森側並びに北海道側の両消防本部におきましてはこのトンネルの開通に先立ちましてJR北海道側と十分連絡を重ね、JR側の自衛消防隊によりまず消火活動とあわせて消防機関による活動がうまくいくようにいろいろな項目について協議をしたようにございます。例えば通報体制についてとか、あるいは斜坑のかぎの保管の問題であるとか、斜坑への進入の問題であるとか、救難車両の配備の問題とか、いろいろな問題について協議をしたようにございます。

こういった全く新たな施設でございまして、この協議の過程におきまして必ずしも極めてスピーディーにいくというわけにはいかなかったようにございますけれども、消防本部側としてはやはり消防の責任にかながみまして、何と申しますか、へつぱり腰で交渉するというものでは決してなくて、きちんとした折衝をしてきたようにございまして、なお当庁といたしまして、これらの点につきましては新聞報道等で若干そういった協議が長引いておるといふようなこともございまして、状況をよく聞きましてそれに対して必要な示唆をする等指導をしてきたところでございます。

これは確かに大都市の消防ではございませぬ。青森側は青森市も含まれる消防本部でございまして、かなり規模の大きい市も入っておりますが、北海道側の方はこれはいわば小さい町村の集まりでございまして、JR側におきまして今までも余り例のないことでございまして、そういうことで若干手間取ったかもしれないけれども、最終的にはそれなりの対応をしていただいたのではないかと、こう私は考えております。

○神谷信之助君 事故というのはいちと先に起こるといふことはないんで、あしたにも起こるかも知れぬものでしょう。だから私は言っているんです。三年先でもいいというのやたらふくうやうやういばいいんですけれどもそうはいかぬ。走らすまでにやらないかぬ問題があるんです。走ってからまだうろろしておるといふのは、消

防庁としても運輸省としてもやはり責任の重大性を考えぬといかぬと思うんです。幸い今は事故がないし、我々も事故のないことを願っているけれども、もしあったときに一体どういふことになるのかという角度から考えると確かにこれにいますから、ちよつと私は厳しく申し上げたんです。青森側は確かに青森市の消防を含めれば相当の人員になります。そやけど北海道側は職員は百人足らずでしょう。だからそんなもの簡単にできやせぬですよ。そういう点は十分考えてもらいたいと思います。

運輸省に具体的な対策で聞きますけれども、北陸トンネルの事故の教訓から、今度は停車するのじやなしに定点方式でそこまで行ってやろうという事になったわけですが、鉄建公団の担当部長さんの書かれたものを見ますと、一つは列車の不燃化、難燃化によって簡単に燃えないものになっているということがある。それから全長全部に消火設備をやるといふたら大変なんで、そういう経済的な理由もあつて定点方式を採用したというように書かれていましたけれども、大体そういうことで間違ひありませんか。

○説明員(百瀬信忠) 御説明いたします。昭和四十七年の北陸トンネルの列車火災事故の経験が踏まえて、トンネル内において火災が発生した場合に、動力源が維持されている限り走行を続け、トンネル外もしくは安全に避難できる地点に到達することが重要とされたわけでございます。

(理事松浦功君退席、委員長着席)

青函トンネルは御承知のとおり延長が五三・八五キロメートルと極めて長大でございますので、火災の状況によつては列車がトンネル外に脱出できずトンネル内に停車せざるを得ない場合が考えられます。そのために、トンネル内に火災列車を停止させまして乗客の避難救援を行なう消火活動を行なう特別の場所を設ける方式、定点方式と呼んでおりますけれども、これを基本とすることにしたわけでございます。すなわち電機及び吉岡の

二カ所に定点を設けまして青函トンネルの五三・八五キロメートルを三分割いたしましたして、この定点に明かり区間と同程度の避難環境を有する火災対策設備を設けることによりまして在来のトンネルと同様の対応が可能であり、かつ同程度の安全性が確保できるというふうなことでございまして、

○神谷信之助君 定点における設備とか避難路、それから煙に対する対応、そういったものはずつと検討されて、私は素人ながらわかりませんが、これも、大体そのことは計算に入れてつくられてい

るという事はわかります。ただ問題は、一つは、脱線事故が起こらぬように今度は軌道自身も一般とは違う方式になつてい

○説明員(百瀬信忠) お答えいたします。

青函トンネルは、曲線、勾配、レールの規格、それからATC方式等につきまして構造上新幹線の規格を採用しております。さらに踏切あるいはポイントがないという状況でございます。またレールもずつと溶接をして継ぎ目のないスーパーロングレールを使う、こういうようなことでございまして、列車が脱線炎上するというような事態はまず考えられないと思ひます。

また電気機関車が火に包まれるような大きな事故は、ここ十数年の事故につきまして調査してみたので、すけれどもそういうものは見当たっておりません。またそうならないように高性能の火災検知装置が沿線に設置されておりますので、かつ定点には消火設備等が完備されておりますので、炎上する可能性はこれと比べますと、さういふふう

に考えております。○神谷信之助君 十数年来事故がないというのは結構なことだけれども、起こるかも知れぬといふことですからね。火災探知器があつてそれで十分探知できる。それは探知はいいですよ、探知してそれでばやで消しとめることができるのかどうかというところが問題なんです。実際今機関車にそんなようけ乗員が乗っているわけじゃないですか、乗務二人なんです。それから、さう簡単にい

しちゃつてもさうはいかぬだろう。この間も四月十七日に関門トンネルで救済電車もダウンしたダブル立ち往生事件が起きています。今度の青函トンネルの場合は約五十四キロですからこれは大変な状況なんだけれども、この場合でも安物の機関車というわけじゃないでしょう。それはあなた、そういうことは起こらぬであらうと思つても起こるんですよ。

それで報道では、車輪付近から上がった煙が車内に流入したということ、乗客の方には詳しい説明がないまま車内に煙は入ってくるし、乗務員が車内やトンネル内を必死の表情で走り回るのは本当に怖かつたということなんです。さういふことで予想をしてないことが起こり得るのが事故であり、そしてそれがまた災害を大きくするわけなんです。こういった点について一体どうなのかということですね。

それから時間が限られていますからついでに言いますが、トンネル内火災でやはり最大の問題は煙なんです。定点においては煙をどんどん出すようにする新しい空気を入れるようにさういふ設備をやっているんだけれども、前の方の車両で火災が発生してそれで定点に向かって前方に進むとなつたら、後ろの人は煙を辛抱せにやならぬわけですね。定点に着くまで煙に巻き込まれないようにする。さういふような事態が起こるんだけれども、こういった点についてはどういふふうに考えておられますか。

○説明員(百瀬信忠) トンネル内におきまして列車火災が発生したときの運転取り扱いにつきましては、北陸トンネルにおける列車火災事故を契機といたしまして国鉄に設けられました火災対策技

術委員会、これは浜田総委員長でございしますが、この提言に基づきまして、火災発生車両の貫通口、これは中のお客が動けるようにつまり穴があいてあるわけですが、その貫通口及び窓等を封鎖いたしまして火とか煙等が車内に流出しないような処置をしてからトンネル外に脱出することとしております。

一方その他の車両におきましては、火災発生車両からの旅客の避難誘導及び安全性の確保のために旅客を当該車両から可能な限り離れた車両の方に避難をさせまして、その避難した車両に火災及び有害ガスが侵入しないように貫通口及び窓等を閉鎖して運転を継続し、そして定点等に到着後避難させることとしていまして、旅客の安全性については十分に確保できるものと考えております。なおこの報告書では、実験によって通常の火災であれば少なくとも十五分以上の時間他の車両に火災が移ることはないというようにされております。

○神谷信之助君 だげと例えれば過去の炭鉱事故なんかの例を見ますと、一応みんな煙対策はやってるわけですが、一番設備のよかつた三井三池の炭鉱でもやっぱり煙による災害というやつが発生してゐるんです。大体事故は予期せざる状態で大きくなっているわけですから、そういう点で、定点のところに行けば排煙のためのマスクだとかそういうものを置いていけるけれども列車自身にはないわけでしょう。この辺なんかも私は考えておかなきゃならぬのではないかとというふうに思っています。

いずれにしても、とにかく定点まで行って定点でやりなさい、それでない経済的に大変だということ、経済優先で人命優先の見地が本当に貫かれていのかどうか、そういう批判を受けないよう訓練をして準備をしておかないと、何ばいんなマニュアルをつくって、みても、実際そこにおるのは数少ない乗務員だけですからね。運転士さん、車掌さん入れて旅客の場合は数名でしょう。だから数名で処置をせにやいかぬわけですから、そういう点については訓練を何遍もやっておかないと大変だと思ふんです。とにかく消防が来るまでに鎮火してなきや大変な事態になつてゐるんですから、そういう点では初動の消火が一番大事なんです、それはJRの人がやらないかぬ。そういう認識をJRの方に持ってもらわないと、事故が起こつたときには大変なことになるといふふうに思ふんです。

それから貨物列車ですね。これは旅客列車よりも本数が多いんですが、貨物もやっぱり同じように発生したら定点まで走り抜ける、こういう方式ですか。

○説明員(百瀬信君) 青函トンネル内におきましては貨物列車に火災が発生した場合でも旅客列車と同様に定点におきまして消火を行うこととしております。

また青函トンネルにおきまして危険物を輸送することによる事故の発生及び波及防止対策につきましては、火薬類運送規則において、火薬類と火薬類以外の危険物を積載した車両との連結におきましてはその中間に他の車両を介在させることが義務づけられておりまして事故の拡大防止が図られております。また青函トンネルにおきまして危険物の輸送につきましては、通達によりましてこれに加えて、危険品等の危険性に応じて輸送の禁止、あるいは輸送の量の問題あるいは積載方法について規制をすることによりまして災害の発生防止及び拡大の抑制を図つておるところでございます。

○神谷信之助君 カートレインの運行の場合はどうするんですか。自動車のガソリンを抜いて積載をするという状況になるんですか。

○説明員(百瀬信君) 津軽海峡線の開業時点におきましてはカートレインの運行予定がございまして、この取り扱いにつきましては特段の規制は行っておりません。しかし今後カートレインの運行が考えられるわけでございますので、これにに応じて所要の措置について検討することとしております。

○神谷信之助君 それから先ほどもりました青函トンネルの危険品の貨物運送約款を見ると、火薬類は五キロ以下、それから爆薬の方は十キロ以下とかいう規制になっていまして、そうすると報道によると陸上自衛隊の大輸送作戦で人員のみならず戦車とかあるいは自走砲とか砲弾なんかをこれで輸送したいという話があつてJRと相談をするということが載つていましたけれども、この規制からいくとこれは輸送できない、してもミカン箱一箱ぐらゐにしかならぬということになりませんが、そういうふうには理解していいですか。

○説明員(百瀬信君) おっしゃるとおり、火薬の規制は今先生がおっしゃられたような状況でございますので、それを超えるような火薬の輸送はできないということになっております。

○神谷信之助君 それから旅客の場合は事故が起こつた場合の責任というのは割合明確なんです。が、貨物の場合、トンネルの管理はJR北海道だし、所有権は鉄建公団が持つてゐるし、貨物列車そのものは貨物会社だし、それを運転してゐるのは今度はJRの北海道だということになってきますと、実際に事故が起こつた場合にはどこが責任を持つということになりますか。

○説明員(羽生次郎君) お答えいたします。事故の態様によつても異なるわけでございますが、一般的に申し上げますと、運行してゐる鉄道事業者の故意または過失によつて事故が生じた場合は当該鉄道を運行してゐる事業者の責任になると思ひますので、御指摘の場合については第一義的には貨物会社の責任にならうかと、かように考えております。

○神谷信之助君 一応予想される危険な例を想定をして幾つか言つたんですが、まだいろいろ考えれば実際にはたくさんあると思ふんです。これはやっぱり、何遍も言ひますけれども、実際に訓練を何回か重ねていかないとどういふことが予想されるかという想定自身もできないだろうというふうに思ふので、この辺は消防庁に特にお願いをしておきたいと思ひます。

そこで、例の石油コンビナートの災害がずっと多く発生したときに石油コンビナートの個別立法をつくつて、それによつて防災体制というものが非常に進んだと思ふんですね。今度は青函トンネルがもう既に走り出しましたし、瀬戸大橋も車が走り出していますし、また鉄道も走り出しています。それから東京湾の湾岸横断道路の構想もあつて、これも長大トンネルで海底をくぐつていく、そういう問題が近々予想されるという状況になつてきています。

この種の問題についてやっぱり石油コンビナートと同じように特別の立法をして、そしてJRなりあるいはその所有者なりあるいは運行する者なりに対する義務を明確にして不慮の災害を防止をする、そういうことが必要ではないかと思ふんですが、この辺についての見解を長官の方からお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 長大トンネルあるいは長大橋が開通し実際に供用されておるといふ事態にかんがみまして、かつての石油コンビナートの場合と同様に特別立法をすべきではないか、こういうお尋ねでございますが、石油コンビナート等災害防止法、これは振り返つてみますと、ちょうど高度経済成長期でございまして全国的に石油コンビナートの立地がどんどん進む中で、各地で火災とか爆発とかの事故が多発をいたしました。あるいは大規模な重油流出事故が発生する、水島であるとかあるいは仙台であるとかこういうところ、大きな事故が発生をいたしました。そういう状況なり背景のもとで、タンクとかプラントなどの建設が集中するコンビナート地帯における総合的な防災対策と環境面の問題もございましてそういった対策の推進を図るために、当時の時代的背景の中でまさにその必要性があるということで特別の立法による規制が行われたわけでございます。

今御指摘のような長大トンネルあるいは長大橋におきましては、もちろんこれは車両等の安全な通行を図ることが第一でございましてま

ず事故等の発生防止に全力を傾注しなければならぬと考へておりますが、万一これらの工物物において事故等が発生した場合でございまして被害を最小限にするよう万全を期する必要があると考へて、地元自治体等において各種資機材の整備とか連絡体制とかあるいは応援体制等の整備を進めておるところでございます。

こういった事故防止対策そのものにつきまして、これはいろいろ御議論はあるかと思ひますけれども、私も現在の法体系の中で対応できると考へております。また災害対策基本法等を見ましても、自然災害のほかに極めて社会的影響の大きいような人為的な災害も含まれるという形になっております。その対応も可能だと思ひわけでございます。そういった点から考へて、御指摘のような個別立法ということを考へてはいないわけでございます。

ただ、いずれにしても災害対策に万全を期するという観点から、今後ともこの種の新しい施設の防災対策につきましましては十分その安全の確保が図られるよう努力をしまひたいと考へておる次第でございます。

○神谷信之助君 大臣、これは各国ともそうなのか知らぬけれども、少なくとも我が国では災害が起こつて問題が大きくなるとわあわあ言つて法律ができたりするわけなんです。コンピナート災害があつたところから起こつて、だものだからあの立法をつくりつて、それでタンク群のところはそこで油を貯蔵して海へ流れ出さぬようにせいか、あるいは油のフエンスを常備せいか、自衛消防隊をつくれとか、化学消防車を持ちなさいとか、そういうようなやつをだあつとやつたんです。だから事故が起こつて何人か死傷者が出ないと法律にない。

これもまた事故が起こつて何人かの死傷者が出たら、これはえらいこつちやといつて法律を後からつくるでしよう。これじゃ政治じゃないですよ。政治というのはやつぱり、起こつてはならぬことだけれども起こり得るということを用意してちや

んと体制をとらにやいかぬ。今は例えばJRの問題にしてもびしびしやる法律はないでしよう。義務づけられたものはないから悠々としてのんびりやつてゐるんです。対策が十分できていなくても人を乗せて走る危険物を乗せて走ります。幸い事故がないからいい。しかし事故がないからいつまでもほうほうつておいてよろしいということには私はならぬと思ひます。

現行法でそれが規制できるならいいですよ。確かに消防法の二条とか四条とかいろいろあつて、書類の提出やら立入検査権やらあります。それならそれを本当に発動してやれるのか。そしてどうやつてそれをJR北海道ならJR北海道に強制できるのか。それが十分やれるかどうかということも点検をして、必要であれば、消防法を改めるのか特別立法にするのかそれは別にしても、やっぱりその体制はちゃんと事故が起こらないようにする。もし事故が起こつても最小限に抑える。そういうのが私は政治家の仕事だと思ひます。が、この辺は政治家である大臣のお考えをちよつと聞いておきたいと思ひます。

○国務大臣(梶山静六君) 今消防庁長官からお答へになりましたように、この種の災害の対策、これは十分の上にも十二分に対策を講じておかなければならないと思ひます。

ただ、今委員御指摘のように、必ず問題がありそうだとはいへば立法に頼る、法律さえつくれば大丈夫だといふ安易感、むしろそういうものは避けて、例えば青函トンネルにおきましても、既に関門トンネルの事例がございします。そういうものが有効に作動しているかどうか、こういうものも十分見ればわかります。長大橋もこれから架橋されるのは恐らく三橋、二つは開通したわけでございますけれども、ですから、石油コンピナートがいれば高度経済成長期に全国各地にできてそういうものの一つの基準をつくらうという意味と、今回の例えばトンネルや長大橋の問題は必ずしも数やその他で限定があるかと思ひます。しかも、この橋なんかにおける事故というのは

想像することもないやなことでございますけれども、構造上の欠陥があつたときに消防で対処ができるのか、あるいは立法があればそれで法律がすべての責任を負わなやならないかという問題もあるわけでございます。それから、立法化の以前にまず問題になり得る状況、これをよく詰めてみて、恐らくもう橋が通つてゐるんですから一応は詰まつてゐるわけでありませうけれども、そういうものの対応の中でどうしても必要が生ずるならばこれはあらかじめ予測をしながら立法を講じなければならぬ、こういうふうな考へております。

○神谷信之助君 いや、この間の瀬戸大橋の火災も幸い小さかつたからよかつた。あれはかきがつてあけられぬということに立ち往生したということですが、現にそんなことが起こつてゐるんです。あれがもつとでかい事故だつたらえらいことになってますよ。そういうたいろんな予想しないことが起こるんです。だから大臣、私は立法だけに固執しているのじゃないんです。立法しなくともそういう基準なり要綱なりにしてそれで強制ができてそういう体制がちゃんと準備できるならばいいんですから、これはお願いしておきたいと思ひます。

次に運輸省に聞きますが、地下鉄の防災安全対策について先般我が党の内閣議員の方から質問主意書を出しまして一昨日回答が来しました。それは、六十二年の例のロンドンの地下鉄火災事故の教訓から調査をしたが、五十年二月三十日付の運輸省鉄道監政局長通達、地下鉄道の火災対策の基準について、よつて着々進んでおります。今後ともこれら火災対策設備の整備については引き続き関係鉄道事業者を指導していく所存でございますという一通りの回答なんです。現実には、質問主意書にもありますように、出口が一つであつたり、あるいはホーム転落事故が起こつたり、あるいはスプリングや排煙設備の不備、例えば排煙設備の場合銀座線では十七駅中九駅、丸ノ内線では二十四駅中十六駅が未設置になっておるとか、いろいろ具体的に提起をしておるんです。

それで引き続き指導していく所存だとおっしゃるんだけれども、事故は待つてくれないうんです。先ほどから何遍も言つてゐるやうに。だから運輸省は具体的にいつまでにどういうことをやらせるという計画をお持ちなのか、相手さんがやつてくれるまで待つております。その間に事故が起こらぬことを神や仏に祈つておりますということになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○説明員(本多辰巳君) お答えいたします。先ほど先生から概略地下鉄の火災対策について今どうなつてゐるかということをお話しいただいたわけでございます。事実はそのとおりでございます。繰り返します。北陸トンネルの列車火災事故を契機といたしましてつくりました運輸省の局長通達でいろいろ非常設備についての措置をとるやうに指導をしておるわけでございます。その結果につきまして、先ほど先生からも御指摘がありましたけれども、今回ロンドンの地下鉄で火災事故が発生しました直後に我が国の整備状況を調査したわけでございます。

それによりまして、通達を五十年に出してゐるわけでございますけれども、それ以降に計画された地下鉄については当然この対策については一〇〇%満足をしてゐるわけでございます。ただ、通達の前には計画されあるいは開業したものにつきましては必ずしも一〇〇%ということにはなつておりません。具体的に申し上げますと、火災対策の中で基本と我々が考へております構造物の不燃化につきましては、そういう古い地下鉄を含めましてはば一〇〇%まで達してございます。また、万一火災が発生した場合の初期消火あるいは早期避難誘導のために特に効果があると考えられます消火栓であるとか消火器、あるいは自動火災報知装置、さらに通信放送設備等の設備もほぼ整備ができております。

ただ先ほど御指摘のありましたやうに一部の施設につきまして若干おくられてゐるものがあるということを確認いたしております。その部分につき

ましてさらに具体的に御説明いたしますと、先生の御指摘の中でもございましたけれども、通達の中でうたっております二方向避難、要するに火災が発生した場合には独立した二方向の避難経路を確保しなさいという規定がございます。さらにスプリンクラーを設置しなさいとか排煙設備をつけるべしといった規定がございます。若干一部おくれしております施設と申しますのは主にこの三つの設備でございます。

このうち、二方向避難経路の確保につきましては古い地下鉄を含めまして達成率は現時点で八八％、したがって残りの一二％がまだ二方向避難経路の確保ができていないということになります。スプリンクラーの設置につきましてはこれが六六％とさらに低く、排煙設備の設置につきましては八二％という状況になっております。

○神谷信之助君 時間がなから、いつまでにやるのかということをおっしゃってください。

○説明員(本多辰巳君) これにつきましては、用地の確保であるとか工事費等極めて困難な問題があることは先生も当然御承知のとおりであると思っております。従来から運輸省といたしましてはこういったこともございますので駅の大改良等にあわせて実施するように指導をしてきたわけでございます。この結果といたしまして、例えば営団の銀座線、丸ノ内線、古い地下鉄の代表といたしまして申し上げますが、昭和五十年の

……

○神谷信之助君 あのね、時間がなから、それはいつまでにやらせるのかということをおっしゃってください。

○説明員(本多辰巳君) はい、わかりました。ではその辺は省略させていただきます。今後の我々の取り組み方について御説明をさせていただきますが、先ほど申しましたように、こういった以上の三つの問題につきましては大変いろいろな困難な問題がございますのでどうしても後々に送りがちになります。したがって今後ではできるだけ計画的に進めるように指導を強化してまいりたい

と思うわけでございますけれども、例えば地下鉄の代表でございます営団につきましては、駅の大改良計画につきましては毎年度事業計画といふものをつくりまします。そうした事業計画の作成に当たって、駅の大改良については二以上の避難経路の確保であるとかあるいはスプリンクラーの整備あるいは排煙設備の設置といったようなことについて確実にこういつた事業計画の中に入れて実施をするように今後指導を強化してまいりたい。営団以外の地下鉄につきましても同様な計画を持っておりまして、そういった中で実施をさせていきたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 長い時間お答えをありがとうございました。でも、結局いつまでにできるということはおわかりぬ。だから困るんですよ。毎年事業計画を出して運輸省の承認を得るわけですが、だから何でこれをもっと早くやらのやというところでちゃんと指導して、二年なら二年、三年なら三年以内にやるとか一年以内にやるのか、それはどうするということを立てなさいやだめだということなんですよ。時間がありませんからそれだけ申し上げておきます。

次に法案の問題ですが、今度危険物の判定に試験方法を導入するということになりました。それで消防行政側のチェック体制ですね、これを一層整備する必要がありますけれども、依然としてメーカーの自主管理を基本としているのは非常に問題ではないかというふうに思っています。比喩はちよつと悪いかもしれぬけれども、泥棒に泥棒の取り締まりをせよと言わなければかりのことですからね。やっぱり第三者というかそういうものが必要ではないかと思うんですよ。

具体的にそれが消防署で一体どういうふうにならているかということ、幾つか地元の京都で調べてみました。そうすると、大きい消防署ですと製品の分析ができるという設備を持っているところもあるんですね。だからその分析結果を消防庁に送って危険物かどうかということを問ひ合わせたり、あるいは立入検査なんかでサンプル

チェックをやって自分のところで検査をするとかいろいろやるんだけれども、ほとんどのところはそんな設備はないから結局書類審査だけに終わるという状況になってきています。だからこの危険物の判定について最終責任を負わにやいかぬ消防庁としてそれでいいのかどうかというように私は思うんですよ。

すべての消防署にそういう設備を設けろというのはこれは無理なことなんです。この判定を行う機関というのを公的な試験機関、あるいは大学の試験機関に委託をするとか、今度の新しい試験方法による判定をチェックできる、あるいは少なくとも公平にやれるような、そういうことについてお考えはどうかという点をまず聞きたいと思ふんです。

○政府委員(矢野浩一郎君) 試験方法を導入いたしましたその結果によつて危険物であるかないかを判定する、これはある意味では現在の危険物の範囲の決め方に関する一つの大きな見直しであることは事実でございます。ただ、それによりまして消防機関側が危険物そのものについてすべて民間の自主管理に任せるといふ意味ではなくて、消防機関側としてはやはり今までどおり、どこにどういう危険性があるものが貯蔵されているか、取り扱われているかということとをきちんと把握できる体制は従来どおりとていくわけでございまして。

そして個別の危険物の判定でございますけれども、これはメーカーと申しますか業者自身も試験方法を公開いたしますのでみずからできるようになっていく。これはある意味では、今までのように法律に書かれればそれが危険物になりそうであるければ危険物でない、したがって新しいものを開発してもそれが消防法の方で規定されれば即危険物になってしまう、そういうような事態はむしろ避けられるという意味で、ある意味ではオープンになつてきたということが言えると思ひます。ただ御指摘のように、最終的に判断をする、決めるときに、ボーダーラインにあるようなもの、

これについては難しい問題もいろいろ出てくると思ひます。第一義的には市町村が判定の責任になりますけれども、市町村の消防機関におきましては、例えば第四類の引火性の液体、こういったものにつきましてはこれはこの消防機関でも判定ができると思ひますが、やや複雑な性質を持つような物質につきましてはなかなかできない場合がある。その場合には府県にそういう試験を依頼する。あるいは大都市あたりはそういう設備を持っておることもあります。府県におきましても消防学校等においては最近ではかなりいい設備を備えているところもございまして。

もし府県でもできないならば、もちろん最終的にはこれは消防庁が責任を持つわけでございまして、消防庁に附属する研究機関、その他関係の団体、そういうレベルの高いものを持っておりまして試験研究機関等にそういうものをお願いをして判定するという体制はとつてまいりたい。今回の法律改正の特色を生かしながら、しかも最終的にはその判断なり安全確保について十分注意を払つてまいりたい、こういうつもりでございまして。

○神谷信之助君 長官はそうおっしゃるけれども、これはある指定都市の消防本部の保安課長さんの話ですが、確かに大手の会社では余り心配はない、ところが町工場などでは試験設備もないのでそこは問題だと。それで立入検査で故意ではないけれども危険物と知らずに取り扱っているという場面にも遭遇している。それから今度消防の方で立入検査をやつてもチェックする試験設備がなければ積極的にチェックするということにならないおそれがある、だからやはり公的な試験専門機関というのが必要ではないかという意見ですね。

それで消防庁の危険物委員会の報告でも「全国的に危険物であるか否かを判定するため、危険物の判定試験を行う専門の試験機関を設置することが適当である」というように述べておられますね。だからそういう点はすぐどうのこののというわけにはいかぬにしても、あなたのところの委員会でもそういうことを報告書でわざわざ言っ

ているんですから、研究をされたらどうかという点を申し上げておきたいと思うんです。

それから二つ目の問題は指定数量の緩和ですが、これは規制の緩和になり安全上問題ではないかというように思うんです。例えば指定数量の三千倍以上の第四類の危険物を取り扱う指定施設は自衛消防組織を置かなきゃならぬ。その自衛消防組織も、取扱最大数量が指定数量の十二万倍未満の事業所は人員は五名で化学消防車一台、それから十二万倍以上二十四万倍未満は人員が十人になり化学消防車は二台というように二十四万以上、四十八万以上というように現行は決まっていますね。だからこのように指定数量によって規制内容というのが変わってくるわけです。

これを現行で見ますと、ハードの施設の点及びソフトの取り扱いの面で大体二十項目近くありますね。今の委員会の報告の一番最後、別表九の中に載っています。そういう点で見ますと、これは危険物の規制に関する問題を政令にゆだねられているんですが、この政令の見直しはどうかなのかという問題なんです。別表九でいいますと、例えば第四類の指定数量はすべて二倍以上になっている。だから現行ですと化学消防車は二台、人員は十人ということだけれども、それが今言ったように指定数量が二倍になったらこれは一台と五人でよいということになってしまふ。だから現行の規制水準、いわゆる安全の体制を維持しようとするれば、この政令の指定数量の倍数というのは二分の一以下にしなきゃならぬという問題になるわけでしょう。

そういった関係について一体的にどうお考えになっているのか。政令を見直しをする考え方の基準です。現行の安全体制として言っている基準は維持するのしかしないのか、これを変えてしまおうというのかどうか、この辺のころをどういうようにお考えになっていますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 現在の危険物の指定品目と指定数量、これは昭和四十六年以来改正が行われておりませんので、その間の科学技術の進

歩であるとかあるいは産業経済の伸展によりまして危険物の生産や流通の実態がいろいろ変わってまいってきております。それから一方、危険物施設に係る保安技術の水準も向上している。そういうことを踏まえて今回の改正におきましては、指定数量についてはやはり現行のものを基本としながら、各類型ごとに危険性をそういった情勢の変化をも勘案して見直しということにしたいと考えておる次第でございます。

したがって、指定数量につきましてはこれを引き上げる、引き上げるといことはつまり緩和といふこととございます。また逆に、現在の法制では画一的に規制をしております。ところが特定の、例えば金属粉なら金属粉という物質の中でもその形状によりまして危険性の度合いの違うものがございます。それが全部同じでございまして、そういうものについてはあるものは逆に引き下げていく、つまり規制基準をもっと強化されるというふうなものもあり得ようかと考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても基本はやはり安全の確保といふことでございまして、指定数量を政令段階で、これは試験方法を導入するということに伴いまして指定数量も政令に委任ということにいたしておるわけでございますが、その段階におきまして十分検討し、御指摘のような設備基準の問題もあわせて検討しなければならぬだろうと思っております。そういう点も含めて十分に検討してまいりたいと思っております。基本はやはり安全の確保という点に変わりはございません。

○神谷信之助君 基本は安全の確保ということ。私は貫徹してもらいたいと思うんです。

それで消防庁の危険物委員会の報告書の冒頭に、なぜ見直しをやるのか、それは臨調で、消防法令で指定されている危険物、準危険物及び特殊可燃物については、指定品目の見直しを行う。という答申があったからだとこのことを述べておられます。

それではその臨調の答申はなぜできてきたのか。これは経団連の月報の八二年三月号を見ますと山口隆幸日本石油精製株式会社取締役がそこで書いておられますけれども、五十年の石油コンビナート等の災害防止法ができた、あれで保安整備の増強によって総額一兆円以上の投資を行った、また同時に消防専任委員を増員し、総勢数千人が新たに配置された、こう言って、もうようけ金を使わされたと言っておられるんですよ。そこで保安関係四法を見直して整理統合し、コンビナート地域の保安体制強化の実態に即して大幅に規制緩和を行って企業の自主管理にゆだねる、それから保安関係要員を可能な限り縮小せよ、消防要員とこのは大減に消防団に移行させ、こうして保安関係経費の削減をやれといふことで規制緩和を要求してそれを臨調に要請をする、それにこたえて臨調の答申といふのはできていますよ。

しかしそうおっしゃっている石油コンビナートでも、この間また水島で事故が起こっていますね。だから事故といふのは忘れたころに起こる。あれはそういうタンクができていたから大きななんていって済んでいます。それから先ほど長官も報告されているように、空っぽにして工事をやっているときにまた事故が起こるというのが最近頻発しています。そういう状態を考えると、経済の効率のために安全を犠牲にしてはならないといふことをひとつ明確にしてもらいたいと思うんです。

危険物による事故件数も、報告を求めて見ても、それは横ばいだとおっしゃるが年間百二十件から百七十件の間、そして先ほどおっしゃったように七割ぐらいが人的要因でしよう、いわゆる管理面の。こういうことになってきている。それから片一方物的要因の中で見ますと、設計不良、設備不良、これは大体完成前検査もやっているし完成後の検査もやっているはずなんです。それが設計不良とか設備不良で火災が発生しているという件数も物的要因の中では割合多い数字になっているんです。消防庁からもらった資料を見ると、だからそういう点を考えるとそんな簡単に緩和

するわけにいかぬ。しかも今度の改正は危険度をランクづけして整理をしただけですから、その危険物自身の物性といふのは変化していない。それが変化しておらぬのにもう大丈夫と言っていて緩和してばあんとやられたらえらいことになるでしょう。だからそういう点も含めて政令の見直しの具体的な内容については、先ほど長官が答弁したように安全を犠牲にしてはならないということとを再度強調しておきたいと思うんです。

ではあともう時間がありませんからその次に行きますが、今度は受験資格の問題です。先ほどの答弁を聞いてみると、実務経験なしでもよいとしたのはより多くの人に危険物に対する知識をもつと持ってもらいたいんだとおっしゃる。しかし受験希望の人は年間四十万人からあるんだとこのようにおっしゃる。それから同時にもう一つは、取扱者、これが十分注意していてもらわぬと困る、管理監督の点で事故が発生する率が七割だ、だから取扱者についてのなをしてもらわぬにやいかぬとおっしゃる。

だけれども、この危険物の取り扱い甲種あるいは乙種の資格を持つておる者が一人現場におればアルバイトにもやらせることができるわけでしょう。だからそういう意味ではいわゆるアルバイト資格者をどんどんつくっていったらそれがアルバイトを使つてやるといふ、そういう点では先ほどの人的要因に基づく事故が七割から占めているという点と、言うたら矛盾をするわけでしょう。この辺はどういうようにお考えですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 資格試験の基準から乙種につきましても実務経験を要しないということにした趣旨につきましても、午前中もお答え申し上げたとおり、危険物取扱者試験の受験を容易にすることによって危険物に関する知識を持った者がより増加するということと危険物に対する自主保安管理の実が上がる、危険物保安の確保に資するといふ考え方でございます。

確かに御指摘のように資格を持った者がおれば資格を持ってない者がその立ち会いのもとに行

ということではございませうが、もちろんそれだけでは一般的にはやはり不十分でございませうので、保安監督者については少なくとも実務経験を有する者でなければならぬ、こういう規定を置くことによってそこを担保しようと考えてゐるのでございませう。

危険物の取り扱いに必要とされる知識や技能については危険物取扱者試験の問題内容の充実等によりまして対応できるというぐあいに私も考えておるわけでございまして、そういう意味でこの実務経験の要件を撤廃することが危険物の保安管理の水準の低下には決してならないと考えておるところでございませう。

○神谷信之助君　しかし実際は保安監督者というのと一緒にございませう。普通のガソリンスタンドなんかでは店主が甲種か乙種の資格を持っていますして監督者でもあるわけで、そういうのが非常に多いわけですね。それがアルバイトなり臨時の人を使つてやらせている、そういう形で実際の業務というのがやられてゐるんですよ。だからもし外出などしておたらべーバー資格者じゃないという状況も起こり得るわけですね。

これは数をよくつけようというところが目的ではなく、どのように安全を確保するかということが目的なんです。資格者をうんとつくればいいということが目的ではない、どうやれば安全が維持されるかということが目的なんです。だからそういう知識を持つ人がふえたらいいというのはこれは二の次の問題で、ちよつと考え方本末転倒していると思ふんです。この辺はひとつ、我々はこの法案に反対だけれども、仮に成立してもこの点は十分注意してやってもいいわい、実務経験のある有資格者が多ければ多いほうがいいんです。実際にはそうであつても事故というものを完全になくすことはできないんですから、その辺をやつぱり十分考へてやつてもらいたいというのを申し上げて、一応私の質問を終わります。

○秋山肇君　私も今の試験方法の問題からお聞き

をしたいと思ふんです。

私は今の神谷先生のと反対で、大勢の方々が試験を受けて資格を持った方が何も知らない学生アルバイトがスタンドでガソリンを入れているよりはいいのじゃないかなというふうにおもひますが、まずこの試験の受験者はどのくらいいらっしゃるんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君)　危険物取扱者試験の実施状況でございませうが、既に全国で二百十六回行われております。毎年の受験者数を見ますと、昭和六十一年四月から六十二年三月、すなわち六十一年度では全国で三十七万四千人でございませう。なお本制度発足以来の合格者総数を申し上げますと、昭和六十二年三月三十一日現在三百三十二万人でございませう。これは合格者の累積総数でございませう。

○秋山肇君　三百三十二万人という大変な数の人がいるわけですね。それにさらに、聞くところによりますと乙種の危険物取扱者試験には工業高校の在校生を地経験なしで受験資格を与えようというところでございませうか。

○政府委員(矢野浩一郎君)　実施以来の総数は三百三十二万人で非常に多いわけにございませうが、もちろんこの中には、そういった危険物を扱うガソリンスタンドなどのほかに大きな企業の従業員などは必ずこの資格を取れということを取る者もございませう。そういう人たちがだんだん地位が上がつてまいりました。また新しい若手の職員が入つてまいりますから、そういう人たちがやはり試験を受けて資格を取つてその上で仕事に当たる、こういうことをやっておる企業も非常に多いわけにございませう。

一方、高等学校、特に工業高校の化学科あたりの生徒、これは試験を受ける人が多いわけにございませうが、そういう人たちの中には、例えばガソリンスタンドなどで夏季休暇などにアルバイトをやつてある程度の実務経験も持ちながら受験する人もかなりあるわけにございませう。別に工業高校の生徒に幅広くという意味ではございませう。

ども、現在の実態を見ますとそういう工業高校の生徒さんのような若い人に随分この受験希望者が多いということはおもひます。

○秋山肇君　そういうことでより多くの資格を持った人が、特に町のスタンドは住宅に近接したところにあるわけですから、そういうところに働く人たちが何も資格を持っていないよりも大勢資格を持っていれば、これは店主だけではない、従業員の人々あるいはアルバイトをする子供さんにしても、そういう工業高校を出られたり在校している知識のある人がいた方がより安全だろうなというふうにおもひます。

ちよつと視点を交えて、そうすると、東京二十三区だけでも結構ですが、ガソリンスタンドの数というのはどのくらいあります。

○政府委員(矢野浩一郎君)　東京二十三区内のガソリンスタンドの数は、昭和六十二年三月末現在で三千二百四十四施設となっております。

○秋山肇君　三千二百四十四施設、これは一施設当たりの平均面積はどのくらいですか。

○政府委員(矢野浩一郎君)　まことに恐縮でございませうが、平均面積をとつた資料がちよつとございませうので、恐縮でございませうが答えたいしかねませう。

○秋山肇君　大臣もお戻りになりましたけれども、スタンドというのは大体前の道路が広いところですね。そんな入り組んだところにスタンドというのは許可にもならないしできてないわけですね。それで東京の土地問題というのは、最近の新聞では土地の値段が安定してきた、高値安定だというふうには言われておりますけれども、このスタンドだけは全体的に見ますと、先ほども御質問がありましたが、昨年の消防法の改正で自動車関連のうなことはなつてゐるようだけれども、平面的に使つてゐるわけですね。

ですから、消防庁では資料がないでしようけれども、恐らく都心三区なんかでは例の地上げ問題でガソリンスタンドが地上げ屋に買われてしまつ

て、このトータルの数の中からはなくなつてしまつたところもあるんだらうなというふうにおもひます。そういうことになると、スタンドが近くにないならば車を使つてゐる人たちは不便を感じるわけですね、スタンドが存続していかためには土地の高度利用というものを考へてあげなければいけないのじゃないかなというふうにおもひます。先ほど来の御答弁だと事故のないように規制という安全対策を考へるということなんです、事故の問題じゃなくしてそういう高度利用という観点でのお考へというのがあります。

○政府委員(矢野浩一郎君)　土地の高度利用、これは政府全体としてそれぞれの機関がそれぞれの立場において考へるべき問題だと思ひます。消防の立場から土地の高度利用という考へ方は政策を積極的に打ち出すということとはこれは立場上は普通あり得ないと思ひますけれども、消防行政はいろいろさまざまな人間の生活や経済にかかわりのあるものについての安全を守り、そのために規制も行う、こういう立場にございませうので、そういう関係の方面からやはりいろいろ要請なり要望もございませう。そういうものと消防行政上の安全対策の見地とバランスをはかりましてそしてそれをどう判断するか、その場合には土地の高度利用といううなこともあつたところなところ考へて判断をしていくわけにございませう。

ガソリンスタンドの場合、現在は二面開放型でございませうから大体角地という一番いい場所を占めておるわけにございませう。そういう角地というものについて、それを必ずしもガソリンとそれから直接自動車関連のパーツだけではなくてそれ以外のもので売らせるようにしてやれということ、土地の高度利用なりあるいは利用者の便宜という観点から、必要な安全対策が講じられればこれも規制を緩和していくべきではないか、ただしく観点からやつたところではございませう。さらに今後いよいよ上階利用という問題につい

て、もう既にその辺の安全対策の検討の報告を得
まして目下具体に法改正の検討を行っておるとい
うようなことがガソリンスタンドに関する最
近の状況でございます。

○秋山肇君 スタンドというのは安全だと、これ
は商売をやっている方のお話でも、また消防庁の
いろんな点検もかなり厳しいんですけれども、住
民の意識調査をしますと、自分の町で一番危険な
ものは何かというガソリンスタンドという答
えが出てくるんですよ。そうしますと私は逆に上
階利用というものを積極的に考えてあげた方が、
土地の高度利用と同時に住民も安心をするのじや
ないかなというふうに思っています。

それを相変わらず、ガソリンスタンドは何セン
チのところはガスが蔓延しているから自動販売機
も外に置いてはいけないとか、それから先ほどの
コンビニエンスストアだって仕切られた中でな
きやいけないとかいうことがあるんですけれど
も、これだけ科学が進み技術が進んでも相変わら
ず昔スタンドができたころと同じようなことを考
えているというのは、これは消防法の改正と逆に
なるかもしれないんですが、私はどうも疑問に思
えて仕方がないんです。この点については何か解
決策というか前向きな方向づけというのは出てき
てないんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 住民意識、特にその
近辺の住民の方々はやはりガソリンスタンド
は危険なものだ。しかしそれは消防防災上の観
点から非常に厳しい基準のもとに行われ、それが
さらに上階が利用されるという程度にまでなっ
てきたのかという点の意識はそれによって変化はあ
り得ようかなと、こう思います。

ただ消防の立場からは、やはりその辺十二分に
安全を考えなければいけないということだけは言
えるわけでございまして、その辺でどれだけの安
全のための対策や措置を講じれば上階利用ができ
るか。例えば午前中もお答え申し上げましたよう
に、非常に長いひきしをつけて上階に火災が簡単
に回らないようにするとか、避難口を必ずつける

とか、あるいはその上階の用途について少なくと
も自分で脱出することが困難な人たちが入るよう
な施設、そういうものをつくることは問題だがそ
れ以外のものならば認めてもいいのではないかと
いう考え方が検討委員会におきまして示され
ておりますので、そういう点を踏まえて安全対策
を講じつつそういうより多角的な利用というこ
とにもやはり目を向けていく必要がある、こうい
う考え方でおるわけでございます。

○秋山肇君 それは積極的に消防研究所等で、ガ
ソリンの漏えい事故とかガスが下に蔓延している
というような問題の処理等の研究を進めていた
きたと思うんですね。

それで最近、先日でも東京で直下型地震があつた
り昨年の十二月には千葉の東方沖地震があつた
んですが、地震によるガソリンスタンドの事故とい
うのはあります。

○政府委員(矢野浩一郎君) 昨年十二月十七日の
千葉県東方沖地震あるいは本年三月十八日の東京
都東部を震源とする地震でございますが、こう
いったものを含む過去二年間に発生した地震の中
で、ガソリンスタンドで火災事故は起きておりま
せん。

○秋山肇君 そういうことでかなり災害にも強い
んだと思うんですね。

それで火災事故と漏えい事故の六十年と六十一
年の資料をいただいていますけれども、先ほども
ちよつとお話があったかと思いますが、火災原因
では確認不十分というのが一番で、漏えいの方で
も確認不十分というのが一番なんです。ですから
これは、先ほどの試験制度の問題に戻りますけ
れども、やはりこういうことはふだんの日常の業
務の中で毎日同じことをやっているからマンネリ
化してしまう。素人新しい人がやれば気をつけて、
これはスイッチを入れるとかさうでないとか、い
ろいろやると思うんです。どういふ事故か知りま
せんけれども、この点はただ確認不十分というこ
とと比べて原因を確認してみる必要もあると思
うんです。

それで火災の場合はその次が管理不十分、そし
て三番目が放火ですね。漏えい事故の場合は一番
が確認不十分で二番が腐食等劣化、三番が管理不
十分、こういうことなんです。東京の場合なん
かもうかなり古いスタンドが多くなつてきていれ
ば、この二番の地下タンクの腐食あるいは途中の
パイプの腐食などというのがあると思うんです。
ですからここでこの制度を見直して立体利用に
してあげればガソリンスタンドを直してもいいと
今のままでは大してもうからないのにとでも改造
なんかできないというのがスタンドの皆さんの考
えじゃないでしょうか。私は別に業界から言わ
れてきたわけじゃないんですが、自分でガソリン
スタンドに行つて話をしているとそういうふう
に思っています。

その点で、先ほど長官は高度利用というのは消
防から積極的にいとおっしゃられますけれども、
こういう施設改善を合わせますと、私はその辺は
もうちよつと前向きに一步踏み込んでいいの
じやないかと思うんですが、その点どうでしょ
うか。

○政府委員(矢野浩一郎君) たくさんガソリン
スタンドがございまして、東京都だけでも三千二
百余もあるわけでございまして、恐らくそういうも
のの中に御指摘のようにもう随分古くなつてきた
ものもある。そういうような物的な面を原因とす
るような事故が起こらないように、これはもちろ
ん点検制度というものも十二分に運用されておる
ところでございまして、いずれにしても古
くなれば建てかえる、つくり直すということもあ
ろうかと思ひます。

そういうことに関連を出てまいつたのかど
うかわかりませんが、やはりガソリンスタ
ンドの事業者からはそういう点に関する要望が
非常に多いという実態を踏まえて、しからば
どういふぐあいに安全対策を講ずれば階上利用が
できるのかという観点からこの問題と取り組んで
おるところでございます。

先ほど申し上げましたように、消防の立場から

積極的に高度利用を打ち出して規制を緩和すると
かいことはこれはちよつとかなかな、やはり役
所の性格、行政の性格というのがございまして、
しかしそういうことを全く目の中に入れないうで消
防行政のみを近視眼的に金科玉条として守つてい
くということだけでは近代行政としては不十分で
ございまして、あくまでも消防行政の基本、原点に
立ちながら、そういった社会情勢の変化を考慮に
入れた対応をしていくということは大変大事なこ
とだと思ひます。

○秋山肇君 それで安全対策で監察を十分する
ということになると、午前中の質問で大臣も御答弁
に困つたというふうなお話もあつたんですが、私
はやはり消防と警察というふうな直接安全にタツ
チする職業というのは、私どもも行政改革を一番
重要課題としておりますけれども、人がやらな
ければならないものというのはさうでないように
思っています。監察に何か機械を持っていってや
るにしても、やはり専門の人が行つて、ガス漏れ
があるとか、あるいはいろいろな物の置いてある、
隣の倉庫の方のタイヤの置いてあるところまで全
部一つ一つを検査されるわけでしょう。それは事
務屋さんじゃなくて専門の消防官の人が行かれ
るんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) いわゆる予防査察行
政の大部分を占めますものが御指摘のようなこと
でございまして、もちろんそれにつきましても専門
の知識経験を持った消防官がこれに当たるわけ
でございます。

なおこういう立入検査の状況を見ますと、これ
は昭和六十一年度でございますが、検査施設数で
全国で三十八万四千件、検査の延べ回数が四十八
万件、これだけの多数の検査を行つておるわけ
でございます。

○秋山肇君 この試験制度の改革をするというこ
と、それから消防法の改正をするということとは、
消防に直接携わる人をそこで余計採らなければで
きないということであつてはならないと思ひんで
す、行政の効率からいけば、先ほど神谷先生はほ

かの業者の人にやらせていたのではだめだというお話ですが、私はその辺は、やはりメーカーならメーカーに責任を持たせるべきは持たせる。直接タッチする部分については消防官の人が見るべきところは見て、任せられるところは任せるということでなければ、先ほどの休息休憩論じやないけれども、あれは長官が随分言っているけれどもやっぱり私が聞いていてもわからないんですよ。どういふふうにやりくりしたってできるわけはない。今は消防官だから警察官だから休まずに仕事をしろという時代じゃないんですから、そういう点がさっきの山口先生の論議だろうというふうには私は思っています。

そういうことで、どうしても必要なところには当然人を入れなきゃいけないという基本の姿勢というの、これは大臣に最後にお考えというのか、先ほど大臣もお答えにお困りになっていたように私もその辺は理解しているつもりであります。が必要でないところによやせというのでは決してなくてどうしても必要なところにはよやすべきだと、その点のお考えをお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(梶山静六君) 前段のいわば安全と高度利用の問題でございますが、安全係数が高ければ高いほどいいわけ取り締まり側という消防側からいえばいいわけでございますが、ここ数年、石油業界はもちろんでございますけれども都市部のいろいろな機関から高度利用についての提言があるわけでありまして。その意味で、私は今消防庁を所管をする大臣でございますけれども、大臣になる前は、随分消防庁というのはこの問題に関して頑強に抵抗をしているという感じが持ったわけでございますが、いざ消防庁を所管をしてみますと、人の命は何よりも大切でございますから遅くなることは当然だという気がいたします。

しかし、さりとて安全係数を過大にして過度規制をすることがいいのかどうか、こういう問題は、やっぱり社会の信頼にこたえてまいらなければなりませんし、その業種の近代化、合理化、能

率化、この問題と安全の問題のいわばバランスをとる問題でございますから、科学的知見がちゃんと得られるならば私はそういう問題を直すのにやぶさかであつてはいけないという気がいたします。

それから、確かに警察とか消防はなかなか合理化機能化のできないいわば受け身の仕事でございますから、これをほかの行政職と同じように見ることではできないという感じがいたします。ただ、私は、先ほど実は答弁には言いませんでしたけれども、こういうことで処遇の改善なり処遇の適正化、こういうものを行うことはある意味で行政の需要が増すことであります。ある意味で行政サービスを低下をさせないで、現員をふやしていくことはそれだけ需要増になるわけでございますから財政的な支出を当然伴うわけでございます。

ですから、地方自治体の警察官ないしは消防署員の増員に関してはそれなりの基準財政需要額、そういうものでちゃんと見込まなければならぬが、それが限界を超えますと当然その財源をどうするかという問題がありますから、今ここでタブーかもしませんが、よそ目には増税やその他の増大、行政サービスの向上というものと負担というものはこれは相連動するものだということも頭の中に考えながらやりませんとうまくいかないという懸念も持つわけでありまして。

○委員長(谷川寛三君) ただいま議題となつております案件のうち、地方行政の改革に関する調査につきましては、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(谷川寛三君) 消防法の一部を改正する法律案につきまして、他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認めます。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○神谷信之助君 私は、日本共産党を代表して、消防法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

まず最初に指摘せねばならないのは、今回の危険物の範囲及び指定数量の見直しは、危険物の物性そのものが変わったわけではなく、危険物の分類及び危険度のランクづけを整理したにすぎないということでありまして。したがって、現行の危険物の規制水準をいささかも緩めるものであつてはならないと考えるものであります。以下、その立場から具体的に反対理由を述べます。

反対理由の第一は、危険物の判定に試験方法を導入することにより、試験設備の整備など消防行政側のチェック体制をより一層整備する必要があるにもかかわらず、その具体的措置がほとんどとられていないこととあります。

現行の危険物行政はメーカー等の自主管理に依存しており、危険物の判定についても、大きな消防署は別として、通常の市町村消防署は試験設備を何も備えていないという状態でありまして。危険物判定の最終的な責任は消防行政が負うべきであり、危険物委員会の報告でも指摘されているように、危険物の判定試験を行う専門の試験機関の設置などが今回の試験方法導入の大前提とならなければなりません。しかるに、一部の試験設備に対する交付税措置以外に何ら具体的措置を講じようとしていないのはまことに遺憾であります。

反対理由の第二は、危険物の指定数量の緩和が同時に規制の緩和になるおそれが極めて大きいこととあります。

現行の危険物規制は、危険物の規制に関する政令により、その取扱量や貯蔵量が指定数量の何倍に当たるかによって施設及び取り扱いにおける規制内容を定めているものが約二十項目近くあります。今回の指定数量の緩和により少なくとも現行の規制水準が低下することのないよう、規制に係る政令の見直しを行うべきであります。

消防庁長官は安全確保を基準にすると答弁されましたが、問題は、本改正案が財界の安全性を犠

牲にしても保安コスト軽減をという要請を受けた臨調答申の指摘を改正理由の一つとしていることであり、規制緩和への懸念を強く持たざるを得ないのであります。

反対理由の第三は、甲種、乙種の危険物取扱者の受験資格要件から六月以上の実務経験を外すことは保安の実質的な低下になるおそれがあるということとあります。

現行の危険物の取り扱い、甲種及び乙種の危険物取扱者が立ち会えばアルバイトの者にでも作業をさせることができることになっていますが、これは実務経験を有する取扱者が前提となつてい

るのであります。改正案は実務経験のない、いわばベーパー資格者にまで立ち会いの権限を持たせることになり、作業現場での保安の実質的な低下になると考えざるを得ません。

以上、本改正案に反対する理由を述べて、私の討論を終わります。

○委員長(谷川寛三君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

消防法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議(案)

政府は、次の諸点について善処すべきである。
一、本法に基づく政・省令の制定に当たっては、危険物の安全対策に十分配慮し、法の運用に万全を期すること。また、危険物の判定試験の公正性を確保するため適当な対策を講ずること。

二、危険物に属する災害の発生や都市災害に的確に対応できるよう消防力の基準の達成及びその拡充に努めるとともに、特に、危険物の保安管理に当たっては、事故処理体制についてのマニュアル確立、保安要員の確保、施設基準・運搬基準の整備等一層の強化を図り、住民の安全確保に遺憾なきを期すること。

三、消防職員の処遇の改善を図るため、その定員の確保、勤務時間の短縮など勤務体制の改善、執務環境の整備、公務災害の防止等の推進に努めること。

なお、消防職員の団結権問題については、引き続き誠意をもって検討すること。
右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆さんの御賛同をお願いいたします。

○委員長(谷川寛三君) ただいま佐藤三吾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(谷川寛三君) 全会一致と認めます。よって、佐藤三吾君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、梶山自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。梶山自治大臣。

○国務大臣(梶山静六君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

○委員長(谷川寛三君) なお、審査報告書の作成

につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(谷川寛三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十三分散会

四月一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
(第七二二号)

第七二二号 昭和六十三年三月二十四日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 岩手県北上市鬼柳町都鳥五五ノ一

○ 菊池範昭 外九百九十九名

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五六号と同じである。

四月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
(第七四〇号)

一、国庫補助負担率引下げ措置の延長反対等に関する請願(第八三二号)

第七四〇号 昭和六十三年三月二十八日受理

暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 秋田市新屋敷町五ノ六 石井徳松

外九百九十九名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第五六号と同等である。

第八三二号 昭和六十三年三月三十日受理

国庫補助負担率引下げ措置の延長反対等に関する請願

請願者 福島市五老内町三ノ一福島市議会

内 桜田栄一

紹介議員 鈴木 省吾君

昭和六十五年赤字国債発行ゼロを目指した政府の財政再建策の主要施策である国庫補助負担率の一律引下げ措置は、昭和六十三年度をもつて三箇年の暫定期限が切れようとしている。この間、国からの負担転嫁と円高不況の影響等により、地方自治体の財政状況は極めて厳しいものとなり、公債費比率も上昇の一途をたどっている。ついでに、景気回復による税収増も見込まれることから、昭和六十四年度以降への補助負担率引下げ措置の延長は絶対に行わず、補助負担率の還元を行うようにされたい。

昭和六十三年五月十日印刷

昭和六十三年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局